

参 考 資 料

令和 7 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 7 号関係	包括外部監査契約の締結	1
議案第 8 号関係	財産の取得	7
議案第 9 号関係	寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例の制定	8
議案第 10 号関係	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	11
議案第 11 号関係	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	13
議案第 12 号関係	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正	15
議案第 13 号関係	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	42
議案第 14 号関係	寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正	47
議案第 15 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	52
議案第 16 号関係	寝屋川市立保健福祉センター条例の一部改正	146
議案第 17 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	148
議案第 18 号関係	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	153
議案第 19 号関係	寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例の制定	173
議案第 20 号関係	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	177

	内 容	頁
議案第 21 号関係	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定	179
議案第 30 号関係	市道の廃止	189
議案第 31 号関係	市道の認定	196

(議案第 7 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙1

監査委員の意見聴取 別紙2

監査委員の意見 別紙3

[根拠法令]

地方自治法第252条の36第1項

別紙 1

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所 [REDACTED]
 氏 名 西尾 和 則 (にしお かずのり)
 生年月日 [REDACTED]

略 歴

平成21年 3月	立命館大学大学院法務研究科 修了
平成21年11月	司法修習生 (新 63 期)
平成22年12月	江口法律事務所 (現 江口・浅野法律事務所) 入所
”	弁護士登録
平成27年12月	江口法律事務所 (現 江口・浅野法律事務所) 退所
平成28年 1月	弁護士法人大阪パブリック法律事務所 入所
令和元年 5月	弁護士法人大阪パブリック法律事務所 退所
令和元年 6月	山崎法律事務所 入所
令和元年 9月	山崎法律事務所 退所
令和元年10月	立進法律特許事務所 共同開設

包括外部監査に係る実績

平成 27 年度	高槻市包括外部監査人補助者 〔テーマ〕高齢者福祉に関する事務の執行について
平成 28 年度	高槻市包括外部監査人補助者 〔テーマ〕子ども・子育て支援に関する事務の執行について
平成 29 年度	高槻市包括外部監査人補助者 〔テーマ〕インフラ施設を中心とする公共施設等に関する事務の執行について
令和 2 年度	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について
令和 3 年度	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕教育庁の所管事業に関する財務事務の執行について
	尼崎市包括外部監査人補助者 〔テーマ〕補助金等に関する事務の執行について
令和 4 年度	大阪府包括外部監査人補助者 〔テーマ〕警察本部の所管事業に関する財務事務の執行について

令和4年度	<p>尼崎市包括外部監査人補助者</p> <p>〔テーマ〕市税の賦課・徴収に関する事務の執行について</p>
令和5年度	<p>大阪府包括外部監査人補助者</p> <p>〔テーマ〕指定出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p>
	<p>尼崎市包括外部監査人補助者</p> <p>〔テーマ〕良好な住環境の維持・創造にかかる事務の執行について (直近の包括外部監査対象事業を除く)</p>
令和6年度	<p>大阪府包括外部監査人補助者</p> <p>〔テーマ〕大阪府営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について</p>

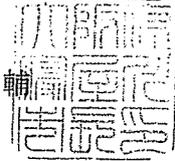


別紙2

監 第 1105 号
令和6年12月20日

寝屋川市代表監査委員
九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和7年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和7年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。
- 2 契約の相手方
 - (1) 住所
[REDACTED]
 - (2) 氏名
西尾 和則
 - (3) 資格
弁護士（登録 平成22年12月16日 第43698号）
 - (4) その他
地方自治法第252条の28第3項に関する欠格事由がない方であります。
- 3 契約の始期
令和7年4月1日
- 4 契約の金額
金10,868,000円を上限とする額
- 5 契約金の算定方法
別表のとおり
- 6 契約金の支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。



別 表

<p>基本費用</p>	<p>1,000,000円</p>
<p>執務費用</p>	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 90,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を7で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p> <p>(2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に70,000円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を7で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。</p>
<p>諸経費</p>	<p>150,000円</p> <p>諸経費は、交通費、印刷費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



別紙3

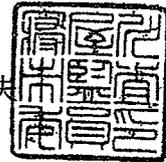


監 第 1112 号
令和 6 年 12 月 27 日

寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

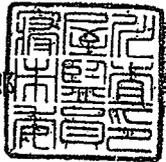
九鬼康夫



廣岡芳樹



森本雄一郎



令和7年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和6年12月20日付監第1105号により令和7年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません。



(議案第 8 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 寝屋川市立中学校の教師用教科書等

【寝屋川市立中学校の教師用教科書等 内訳】

学校名	教科書	指導書
寝屋川市立第一中学校	182 冊	82 冊
寝屋川市立第二中学校	173 冊	54 冊
寝屋川市立第三中学校	183 冊	54 冊
寝屋川市立第五中学校	192 冊	82 冊
寝屋川市立第六中学校	197 冊	85 冊
寝屋川市立第七中学校	157 冊	51 冊
寝屋川市立第八中学校	155 冊	51 冊
寝屋川市立第九中学校	160 冊	51 冊
寝屋川市立第十中学校	160 冊	51 冊
寝屋川市立友呂岐中学校	160 冊	54 冊
寝屋川市立中木田中学校	157 冊	51 冊
寝屋川市立望が丘中学校	160 冊	51 冊
計	2,036 冊	717 冊

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条

寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例の制定

1 制定理由

自治会や地域協働協議会が果たしてきた役割や重要性への理解を深め、地域活動への参画・参加を促進すること等により、地域の絆を育み、将来にわたり地域住民が支え合い、安全に安心して暮らすことができる持続可能な地域コミュニティを実現するため、制定する。

2 制定内容

(1) 前文

条例制定の背景、趣旨、基本理念について規定する。

(2) 目的（第1条関係）

共助の重要性を踏まえ、地域住民の自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進すること等により、地域コミュニティの活性化を推進し、地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 定義（第2条関係）

本条例における用語の意義を定める。

ア 自治会

寝屋川市内の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、現に地域活動を行っているものと認められるものをいう。

イ 地域協働協議会

寝屋川市立の各小学校の通学区域を単位に、当該区域内における自治会その他各種地域団体及び地域住民をその構成要素として設立された団体であって、自らも現に地域活動を行っているものと認められるものをいう。

ウ 地域コミュニティ

寝屋川市内の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

エ 地域活動

良好な地域コミュニティの維持及び活性化に資する地域的な共同活動をいう。

(4) 地域住民の役割（第3条関係）

地域住民は地域コミュニティの重要性を理解するとともに、当該地域コミュニティを構成する一員であることを自覚し、その居住する地域の自治会への加入や当該地域における地域活動への参画・参加に努めるものとする。

(5) 自治会及び地域協働協議会の役割（第4条関係）

ア 自治会

地域コミュニティの中心として、地域住民相互の助け合い・支え合いを促進するとともに、地域住民の価値観及び自主性を尊重しつつ、主体的に地域活動を行うよう努めるものとする。

イ 地域協働協議会

自治会その他各種地域団体が行う地域活動について総合的な調整を図るとともに、各般の地域課題の解決及び魅力ある地域づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

ウ 自治会及び地域協働協議会

活動及び運営における透明性の向上を図るとともに、地域住民が参画・参加しやすい開かれた組織運営を行うよう努めるものとする。

(6) 事業者の役割（第5条及び第6条関係）

ア 事業者は、地域コミュニティを構成する一員として、その事業所が所在する地域活動への積極的な参画・参加に努めるものとする。

イ 寝屋川市内において住宅の建築等を行う事業者は、住宅の建築等をするに当たっては、当該住宅に入居する者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報の提供に努めるものとする。

(7) 寝屋川市の役割等（第7条関係）

ア 寝屋川市は、地域コミュニティの維持及び活性化を図るために必要な施策を策定し、実施するものとする。

イ 寝屋川市は、自治会及び地域協働協議会が地域住民の安全・安心な暮らしに果たす役割に鑑み、次に掲げる事項を行うものとする。

(7) 地域住民の自治会への加入並びに自治会及び地域協働協議会による地域活動への参画・参加を促進するため必要な広報活動等を行うこと。

(イ) 自治会及び地域協働協議会との間において、適宜、必要な情報の提供及び意見の交換を行うこと。

(ウ) 自治会及び地域協働協議会に対し、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な補助金又は交付金の交付等の財政上の措置を講ずるよう努めること。

ウ 寝屋川市は、その事務又は事業の実施に当たって自治会又は地域協働協議会に協力を依頼する場合には、これらの負担が過重にならないよう配慮するものとする。

(8) 委任（第8条関係）

本条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(9) 附則

施行期日 令和7年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 10 号関係)

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限の規定を定めるため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 正規の勤務時間以外の時間における勤務（第8条関係）

任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について、正規の勤務時間以外の時間における勤務を制限する措置を講ずるものとする。

(2) 附則

施行期日 令和7年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は日常生活を営むのに支障がある者(規則で定める者に限る。)を介護する職員について、規則で定めるところにより、正規の勤務時間以外の時間における勤務を制限する措置を講ずるものとする。</u></p> <p>4 <u>前2項に規定するもののほか、<u> </u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、<u> </u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(議案第 11 号関係)

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』の改正に伴い、規定の整理を行うため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 部分休業の承認（第 20 条関係）

『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』の改正に伴い、同法の引用に係る規定の整理を行う。

(2) 附則

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(部分休業の承認) 第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(部分休業の承認) 第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例 等の一部改正

1 改正理由

一般職の職員について、給料表及び扶養手当の改定を行うなどのため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正〔第1条〕

ア 給料月額（別表第1、別表第2関係）

行政職3級から7級（医療職2級及び3級）は、初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引き上げる。行政職8級（医療職4級）は、職務の級間の水準の重なりを解消し、より職責を重視した給料体系とする。

イ 昇給（第9条関係）

7級の昇給の号俸数の標準を3号俸から4号俸に変更し、8級の昇給基準は、勤務成績が特に良好な場合に限り昇給することとする。

ウ 扶養手当（第13条及び第14条関係）

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円とする。（【参考1】参照）

また、支給要件に関する届出等については、規則で定めることとする。

(2) 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正〔第2条〕

ア 特定任期付職員業績手当（第7条関係）

特定任期付職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、特定任期付職員業績手当を廃止する。

イ 期末手当・勤勉手当（第8条関係）

特定任期付職員に支給する期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の95とし、勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の87.5とする。（【参考2】参照）

(3) 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正〔第3条〕

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第 14 条を削除することに伴い、附則第 15 条中「第 14 条」の文言を削除するもの。

(4) 附則

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 号給の切替え

令和 7 年 4 月 1 日の前日において、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。

ウ 切替日前の異動者の号給の調整

切替日前に職務の級を異にする異動をした職員等の新号給について、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとする。

エ 令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置

切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の額について、子に係る手当を 11,500 円とし、7 級までの職員については配偶者に係る手当を 3,000 円とする。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

【参考1】

扶養手当の額

		現 行	令和7年度	令和8年度
配偶者	7級まで	6,500円	3,000円	0円
	8級	3,500円	0円	—
子		10,000円	11,500円	13,000円

【参考2】

特定任期付職員の期末手当・勤勉手当

	現 行		令和7年度		令和7年度 (令和6年12月 改正時)	
	6月	12月	6月	12月	6月	12月
期末手当	1.7月	1.75月	0.95月	0.95月	1.725月	1.725月
勤勉手当	-	-	0.875月	0.875月	-	-

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(昇給)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当する場合には限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）特に良好である場合</p> <p>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び回表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員特に良好である場合</p> <p>4 (略)</p>	<p>(昇給)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員（次項の職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が7級以上である者にあつては、3号給）とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 第1項の規則で定める日の属する年度の末日において55歳を超える職員については、規則で定める場合を除き、同項の規定による昇給は行わない。</p> <p>4 (略)</p>

改正案	現行
<p>5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>5 前4項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に<u>関し</u>必要な事項は、市長が定める。 (扶養手当)</p>	<p>6 前各項に<u>定める</u>もののほか、職員の昇給について必要な事項は、市長が定める。 (扶養手当)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (削る)</p>	<p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p>
<p>(1)~(5) (略)</p>	<p>(2)~(6) (略)</p>
<p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員)にあつては、3,500円)</p>	<p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</p>

改正案

現行

にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条 削除

(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定により算出した額に加算した額とする。
(新設)

第14条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が

改正案

現行

離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3. 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出

改正案	現行
<p>(管理職手当等の支給方法) 第24条 管理職手当 _____、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法について必要な事項は、市長が定める。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条の2 第5条、第7条、第9条、第13条 _____及び第14条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 【別紙1 改正案】 別表第2 (第3条、第3条の2関係) 医療職給料表 【別紙2 改正案】</p>	<p>に係るものがある行政職8級職員等以外の職員が行政職8級職員等となつた場合 (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合 (管理職手当等の支給方法) 第24条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法について必要な事項は、市長が定める。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条の2 第5条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第14条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1 (第3条、第3条の2関係) 行政職給料表 【別紙1 現行】 別表第2 (第3条、第3条の2関係) 医療職給料表 【別紙2 現行】</p>

2 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (第2条関係)

改正案	現行
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条から第9条まで、第12条から第13条まで、第14条の3及び第16条から第18条まで_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項、第22条第2項及び第23条第1号の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>(企業職員である特定任期付職員に対する寝屋川市水道事業及</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>(特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条から第9条まで、第12条から第14条まで、第14条の3、第16条から第18条まで及び第23条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項及び第22条_____の規定の適用については、給与条例第21条の2第1項中「第12条第1項に規定する職員」とあるのは「第12条第1項に規定する職員(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」</p> <p>(企業職員である特定任期付職員に対する寝屋川市水道事業及</p>

改正案	現行
<p>び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用)</p> <p>第9条 企業職員である特定任期付職員に対する寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年寝屋川市条例第21号)第3条第1項の規定の適用については、<u>第3条第1項中「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第3条第1項中「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)」とあるのは、「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)」とする。</u></p> <p>第12条 給与条例第3条、第4条から第9条まで、<u>第13条及び第14条の3の規定は、任期付常勤・短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用)</p> <p>第9条 企業職員である特定任期付職員に対する寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年寝屋川市条例第21号)第2条第3項及び第3条第1項の規定の適用については、<u>同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは、「特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第3条第1項中「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)」とあるのは、「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)、寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)」とする。</u></p> <p>第12条 給与条例第3条、第4条から第9条まで、<u>第13条、第14条及び第14条の3の規定は、任期付常勤・短時間勤務職員</u>には、適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

3 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第3条関係）

改正案	現行
<p>附則 第15条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第5条、第7条、第9条、第13条及び第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附則 第15条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第5条、第7条、第9条、第13条、第14条及び第14条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

附則
(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に依じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第13条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する」とあり、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用

を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 終身労務に服することができない程度の状態にある

者」とあるのは

「(5) 終身労務に服することができない程度の状態にある者

と、同条第3項中「13,0

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」

00円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5

52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

(第1条関係)

【別紙1 改正案】

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		

47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					

104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料 月額							
	192,000	219,500	219,500	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

【別紙1 現行】

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	

47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				

104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	192,000	219,500	219,500	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

【別紙2 改正案】

別表第2 (第3条関係)
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800
2	293,700	403,000	457,100	555,900
3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	

49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【別紙2 現行】

別表第2（第3条関係）
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	291,400	370,000	426,700	484,400
2	293,700	372,600	428,700	486,200
3	296,000	375,100	430,700	488,000
4	298,200	377,600	432,600	489,800
5	300,300	380,100	434,500	491,600
6	303,800	382,800	436,100	493,300
7	307,300	385,500	437,700	495,000
8	310,700	388,100	439,300	496,700
9	314,100	390,200	440,900	498,400
10	317,600	392,700	442,700	500,500
11	321,000	395,200	444,500	502,600
12	324,400	397,700	446,300	504,700
13	327,800	400,300	448,100	506,700
14	331,300	403,000	449,900	508,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700
16	338,100	408,100	453,500	512,700
17	341,500	410,500	455,100	514,600
18	344,600	412,700	457,100	516,600
19	347,700	414,800	459,000	518,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200
22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200

49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正

1 改正理由

職員の退職手当について、『雇用保険法』の改正に伴う失業者の退職手当に関する規定を改めるなどのため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 失業者の退職手当（第 10 条関係）

『雇用保険法』に基づく就業促進手当の改正が行われることから、その内容に準じて同様の措置を講じる。

(2) 地域延長給付の対象期間の延長（附則第 8 項関係）

雇用保険法に基づく地域延長給付（暫定措置）の対象が令和 7 年 3 月 31 日以前の退職者から令和 9 年 3 月 31 日以前の退職者までと 2 年間延長されたことから、その内容に準じて同様の措置を講じる。

(3) 附則

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(1)の規定は、退職職員であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(規則で定める日を含む。)が18日以上ある月が引き続き12月を超えに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例(次の各号に掲げる部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>い。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日_____が18日以上ある月が引き続き12月を超えに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例(次の各号に掲げる部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>い。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

改正案	現行
<p>(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u></p> <hr/> <p><u>日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号口に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p>
<p>附 則</p> <p>8 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市</u></p>	<p>附 則</p> <p>8 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市</u></p>

改正案	現行
<p>長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。</p>

改正案	現行
<p>2 この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した寝屋川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</p>	

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部 改正

1 改正理由

職員等の旅費について、旅費の種類及び居住地等から直接出張する場合の旅費の計算に関する規定を改めるなどのため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 出張の定義 (第 2 条関係)

居住地等から直接出張する場合の旅費の支給が行えるよう規定を見直す。

(2) 旅費の種類 (第 6 条関係)

旅費の種類について、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料に加え、包括宿泊費を新設する。

(3) 旅費の計算 (第 8 条及び第 9 条関係)

旅行日数の制限及び私事のために居住地等から出張を行う場合に係る旅費の計算に係る規定を削除する。

(4) 鉄道賃 (第 12 条関係)

鉄道賃の特急料金等の支給について、距離による制限を廃止し、公務のため特に必要とするときに限り支給することとする。

(5) 包括宿泊費 (第 16 条の 2 関係)

包括宿泊費の額は、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として現に支払った実費額による。

(6) 旅費の返納 (第 21 条の 2 関係)

条例又は規則の規定に違反して旅費を受給した出張者等に対して旅費の返納を求めるとともに、出張者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。

(7) 附則

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 経過措置

この条例による改正後の寝屋川市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に任命権者が出張命令又は出張依頼を発する出張について適用し、同日前に任命権者が出張命令又は出張依頼を発した出張については、なお従前の例による。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員等の旅費に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務地(任命権者が認める場合)には、その住所、居所その他任命権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。ただし、次条第2項第1号の規定に該当する場合における旅行を含むものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び包括宿泊費とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として、実費額により支給する。</p> <p>第8条及び第9条 削除</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務地_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。ただし、次条第2項第1号の規定に該当する場合における旅行を含むものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料_____とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条 旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道出張にあっては400キロメートル、水路出張にあっては200キロメートル、陸路出張にあっては50キロメートルについて1日の割合を</p>

改正案	現行
<p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするときに限り支給する。</p> <p>(削る)</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第16条の2 包括宿泊費の額は、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として現に支払った実費額による。</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第21条の2 任命権者は、出張者がこの条例又はこれに基づく</p>	<p>もって通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>第9条 出張者が私事のために居住し、又は滞在する地から直ちに出張する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該出張については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による出張で、片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による出張で、片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、前項各号のいずれかに該当する場合で、急行料金のほかに別に座席指定料金を必要とするときに限り、支給する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならぬ。</p> <p>2 <u>出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に任命権者が出張命令又は出張依頼を発する出張について適用し、同日前に任命権者が出張命令又は出張依頼を発した出張については、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>新条例第21条の2の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>4 <u>前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』の改正（『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）による改正）、『建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令』の改正（『建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令』（令和6年経済産業省・国土交通省令第1号）による改正）により、法令の引用に関する規定の整理を行うほか、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法に関して、手数料を徴収する対象項目を規定する等のため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 手数料の徴収（第12条、第12条の2、第12条の3関係）

ア 引用する法令の条項の移動及び削除に伴う規定の整備を行う。

イ 『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更の認定等に係る評価方法に関して、一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物の場合の手数料を設定し、誘導基準併用法を使用する場合の手数料を新設する。

(2) 附則

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前における申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料の徴収) 第12条 (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 構造計算適合性審査 (建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書に規定する審査をいう。以下同じ。)を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づき、前2号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第2号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(4) 構造計算適合性判定 (建築基準法第6条の3第1項又は同法第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(前号及び次号に規定する審査を除く。) 1件につき、第1号及び第2号の手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる一の住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物。以下この号において同じ。)ごと(建築基準法第20条第2項の別の建築物とみなすことができる部分にあっては、当該部分ごと)に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分及び同表の中欄に掲げる構造計算の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め</p>	<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料の徴収) 第12条 (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 構造計算適合性審査 (建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第4項ただし書に規定する審査をいう。以下同じ。)を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づき、前2号の手数料のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第2号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(4) 構造計算適合性判定 (建築基準法第6条の3第1項又は同法第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(前号及び次号に規定する審査を除く。) 1件につき、第1号及び第2号の手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる一の住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物。以下この号において同じ。)ごと(建築基準法第20条第2項の別の建築物とみなすことができる部分にあっては、当該部分ごと)に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分及び同表の中欄に掲げる構造計算の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め</p>

改正案	現行
<p>額を合計した額に、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）並びに3,300円を加えた額（同法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書がない場合に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請又は同法第55条第1項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（同法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が同法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の同法第53条第1項の認定若しくは同法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を</p>	<p>額を合計した額に、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）並びに3,300円を加えた額（同法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書がない場合に限る。）</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請</p>

改正案	現行
<p>含むものに限る。)に対する審査 1件につき、次の表の中欄に掲げる</p>	<p>に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる新築等をしようとする建築物又は建築物の部分及び同表の中欄に掲げる認定を申請する部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>
<p>【別紙1 改正案】</p>	<p>【別紙1 現行】</p>
<p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申出（次号から第5号までにおいて「建築基準関係規定適合審査の申出」という。）に基づく審査 1件につき、前号の手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。）については、第6号の額）のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p>	<p>(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申出（次号から第5号までにおいて「建築基準関係規定適合審査の申出」という。）に基づく審査 1件につき、前号の手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出）の規定による申出</p>
<p>(3) 構造計算適合性審査を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査（次号及び第5号に規定する審査を除く。） 1件につき、前2号の手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直</p>	<p>(3) 構造計算適合性審査を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査（次号及び第5号に規定する審査を除く。） 1件につき、前2号の手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出）</p>

改正案	現行
<p>近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)については、前号及び第6号の額)のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第2号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(4) 構造計算適合性判定を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づき審査(前号及び次号に規定する審査を除く。)1件につき、第1号及び第2号の手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。))については、第2号及び第6号の額)のほか、前条第4号に規定する同号の手数料の額の算定方法の例により算定した額から同条第1号及び第2号の手数料の額を控除した額</p> <p>(5) 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む建築物基準関係規定適合審査の申出に基づき審査1件につき、第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る</p>	<p>については、前号及び第6号の額)のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第2号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(4) 構造計算適合性判定を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づき審査(前号及び次号に規定する審査を除く。)1件につき、第1号及び第2号の手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出</p> <p>については、第2号及び第6号の額)のほか、前条第4号に規定する同号の手数料の額の算定方法の例により算定した額から同条第1号及び第2号の手数料の額を控除した額</p> <p>(5) 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む建築物基準関係規定適合審査の申出に基づき審査1件につき、第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出</p>

改正案	現行
<p>評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)については、第2号、第3号及び次号又は第2号、前号及び次号の額)のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第3号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)に対する審査 1件につき、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ</p> <p>同表の右欄に定める額</p>	<p>については、第1号から第3号まで及び次号又は第1号、第2号、前号及び次号の額)のほか、寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1項第3号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の変更の認定の申請</p> <p>に対する審査 1件につき、第1号の表の左欄に掲げる新築等をしようとする建築物又は建築物の部分及び同表の中欄に掲げる認定を申請する部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)</p>
<p>【別紙2 改正案】</p> <p>(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一であるものを除く。) 次の表の中欄に</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙3 改正案】</p> <p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一であるものに限る。）次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙4 改正案】</p> <p>(9) (略)</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（<u>以下この条において「法」という。</u>）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者等から徴収する。</p> <p>(1) 法第11条第1項若しくは法第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この条において「判定」という。）又は法第11条第2項若しくは法第12条第3項の変更</p> <p>の判定（以下この条において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能</p>	<p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)</p> <p>第12条の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者等から徴収する。</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（<u>以下この条において「判定」という。</u>）又は法第12条第2項若しくは法第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含むものであると</p> <p>きの判定（以下この条において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能</p>

改正案

現行

能確保計画をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第11条第1項若しくは第12条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)に対する審査(次号に掲げる審査を除く。)1件につき、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

【別紙5 改正案】

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条)に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。))を受けており、かつ、判定等を受けようと

能確保計画をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)に対する審査(次号に掲げる審査を除く。)1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

【別紙5 現行】

(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条)に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に係る他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。)の判定等(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認(登録建築物エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この条において同じ。)による確認を含む。))を受けており、かつ、判定等を受けようと

改正案

現行

する当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受けるもの又は認定建築物工ネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物工ネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受けるものに限る。)に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	床面積の合計	金額
1 判定	300平方メートル未満のもの	11,300円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円

する当該他の建築物について省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受けるもの又は認定建築物工ネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認(登録建築物工ネルギー消費性能判定機関による確認を含む。)を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受けるものに限る。)に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	床面積の合計	金額
1 判定	1,000平方メートル未満のもの	19,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円

改正案	現行
<p>査（前号に掲げる審査を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する書面の交付 1件又は1通につき、<u>次</u> の表の<u>中欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙6 改正案】</p> <p>(4) 法第29条第1項の規定による認定の申請（当該認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に法第29条第3項各号に掲げる事項（以下この条において「他の建築物に係る事項」という。）を記載しているものを除く。）又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものであって、当</p>	<p>査（前号に掲げる審査を除く。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付 1件又は1通につき、<u>第1号</u>の表の<u>左欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）（新設）</p> <p>(4) 法第34条第1項の規定による認定の申請（当該認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に法第34条第3項各号に掲げる事項（以下この条において「他の建築物に係る事項」という。）を記載しているものを除く。）又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものであって、当</p>

改正案	現行
<p>該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないものに限る。) に対する審査 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙7 改正案】</p> <p>(5) 法第29条第1項の規定による認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）に対する審査 当該認定等に係る一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 法第29条第1項の規定による認定の申請の場合又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに限る。）の場合 前号の表の左欄に掲げる</p>	<p>該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないものに限る。) に対する審査 1 件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙7 現行】</p> <p>(5) 法第34条第1項の規定による認定の申請（認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）に対する審査 当該認定等に係る一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 法第34条第1項の規定による認定の申請の場合又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに限る。）の場合 前号の表の左欄に掲げる</p>

改正案	現行
<p>区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>イ 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに係るものを除く。）の場合 第10号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>イ 法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該一の建築物の評価方法と同一でないもの、認定等に係る一の建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載しているものに係るものを除く。）の場合 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）</p>
<p>(6) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（次号から第9号までにおいて「建築基準関係規定適合審査の申出」という。）に対する審査 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 法第30条第2項の規定による申出又は法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出</p>	<p>(6) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（次号から第9号までにおいて「建築基準関係規定適合審査の申出」という。）に対する審査 1件につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(7) 法第35条第2項の規定による申出又は法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出</p>

改正案	現行
<p>(当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)に対する審査 第4号に規定する手数料の額及び寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(イ) 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものを除く。)に対する審査 第10号に規定する手数料の額及び寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請(当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加</p>	<p>(当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)に対する審査 第4号に規定する手数料の額及び寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>(イ) 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(当該申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものを除く。)に対する審査 第10号に規定する手数料の額及び寝屋川市建築基準法施行条例第5条第1号に規定する手数料の例による同号に規定する額</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 法第36条第1項の規定による変更の認定の申請(当該変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物の評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加</p>

改正案	現行
<p>を含むものであって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものを除く。) に対する審査 1件につき、<u>次</u>の表の<u>中欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の<u>右欄</u>に定める額</p>	<p>を含むものであって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものを除く。) に対する審査 1件につき、<u>第4号</u>の表の<u>左欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の<u>右欄</u>に定める額に<u>0.5</u>を乗じて得た額(その額に<u>100円未満の端数</u>があるときは、これを<u>100円</u>に切り上げた額)</p>
<p>【別紙8 改正案】</p> <p>(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものを除く。)当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、次の表の<u>中欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>(新設)</p> <p>(11) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものを除く。)当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、次の表の<u>左欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
<p>【別紙9 改正案】</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。)当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、<u>次</u>の表の<u>中欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の<u>右欄</u>に定める</p>	<p>【別紙9 現行】</p> <p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の評価方法と同一であるものに限る。)当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに、<u>前号</u>の表の<u>左欄</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の<u>右欄</u>に定める</p>

改正案	現行
<p>額</p> <p>【別紙10 改正案】 (削る)</p> <p>(13) 法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき980円</p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例(以下「新条例」という。)第12条の2及び第12条の3の規定は、この条例の施行の日以後における新条例第12条の2及び第12条の3に規定する申請又は申出に係る手数料について適用し、同日前におけるこの条例による改正前の寝屋川市手数料条例第12条の2又は第12条の3規定する申請又は申出に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	<p>額に0.5を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額) (新設)</p> <p>(13) 法第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>【別紙11 現行】</p> <p>(14) 法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)又は法第41条第2項の認定を受けたことを証する書面の交付 1通につき980円 (新設)</p>

【別紙1 改正案】

項	区 分			金 額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計		
1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）以下この条において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。）	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円	
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円	
			その	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの
		他の	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		130,800円
		もの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		171,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		275,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		359,300円
			10,000平方メートル以上のもの		431,300円

			<u>25,000 平方メートル未満のもの</u>	
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>505,500円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>654,000円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>265,800円</u>
			<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>332,300円</u>
			<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>428,200円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>609,900円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>750,600円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>886,700円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,011,300円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,260,300円</u>
<u>2</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの</u>		<u>5,900円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	
			<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>22,900円</u>
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>24,500円</u>
			<u>誘導基準併用法によるもの</u>	
			<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>32,200円</u>
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>35,300円</u>

		<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>42,300円</u>	
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>46,900円</u>	
3	<u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>11,300円</u>	
			<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>23,700円</u>	
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>52,300円</u>	
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>93,300円</u>	
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>149,800円</u>	
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>226,300円</u>	
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>343,100円</u>	
			<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>40,700円</u>	
		<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>68,500円</u>
				<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>121,900円</u>
				<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>183,000円</u>
				<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>333,800円</u>

	<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>562,700円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>985,000円</u>
<u>誘導基準併用</u> <u>法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>61,600円</u>
	<u>300 平方メートル以上 2,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>101,800円</u>
	<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>175,300円</u>
	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>254,900円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>487,700円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>848,100円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>1,533,200</u> <u>円</u>
<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>82,500円</u>
	<u>300 平方メートル以上 2,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>135,800円</u>
	<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>229,400円</u>
	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>327,600円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>642,400円</u>

		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	1,134,200 円
		50,000 平方メートル以上の もの	2,082,300 円
4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計を

- いう。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条及び次条において「省令」という。）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。）
- (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 4 「モデル建物法」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。
- 5 「誘導仕様基準」とは、省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 6 「誘導基準併用法」とは、省令第 10 条第 2 号イ(1)及び省令第 10 条第 2 号ロ(2)又は省令第 10 条第 2 号イ(2)及び省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。
- 7 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

【別紙1 現行】

新築等をしようとする建築物又は建築物の部分		認定を申請する部分の床面積の合計	金額
住宅	1 登録住宅 性能評価機 関等が技術 的基準に適 合すると認 めたもの	150平方メートル以内のもの	6,000円
		150平方メートルを超え、400平方メートル以内のもの	11,700円
		400平方メートルを超え、800平方メートル以内のもの	19,800円
		800平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	31,800円
		2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以内のもの	53,600円
		4000平方メートルを超え、8,000平方メートル以内のもの	94,600円
		8,000平方メートルを超え、16,000平方メートル以内のもの	151,000円
		16,000平方メートルを超え、24,000平方メートル以内のもの	191,500円
		24,000平方メートルを超えるもの	201,900円
	2 前項に規定するもの以外の住宅	150平方メートル以内のもの	41,600円
		150平方メートルを超え、400平方メートル以内のもの	83,700円
		400平方メートルを超え、800平方メートル以内のもの	117,700円
		800平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	161,800円
		2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以内のもの	233,900円
		4,000平方メートルを超え、8,000平方メートル以内のもの	333,000円
		8,000平方メートルを超え、16,000平方メートル以内のもの	453,700円
		16,000平方メートルを超え、24,000平方メートル以内のもの	591,500円
24,000平方メートルを超えるもの		688,300円	
住宅以外 (外皮性能評価を)	3 登録住宅 性能評価機 関等が技術	300平方メートル以内のもの	11,700円
		300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	32,700円

<u>要しないものに限る。)</u>	<u>的基準に適合すると認められたもの</u>	<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>97,400円</u>	
		<u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>154,100円</u>	
		<u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>194,500円</u>	
		<u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>243,000円</u>	
	4 <u>前項に規定するもの以外の建築物</u>	<u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>132,200円</u>	
		<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>218,000円</u>	
		<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>339,300円</u>	
		<u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>435,600円</u>	
		<u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>520,500円</u>	
		<u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>606,300円</u>	
	住宅以外 (<u>外皮性能評価を要するものに限る。)</u>	5 <u>登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの</u>	<u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>11,700円</u>
			<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>32,700円</u>
		6 <u>前項に規定するもの以外の建築物</u>	<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>97,400円</u>
<u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>			<u>154,100円</u>	
<u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>			<u>194,500円</u>	
<u>25,000平方メートルを超えるもの</u>			<u>243,000円</u>	
<u>300平方メートル以内のもの</u>			<u>291,600円</u>	
<u>300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>464,700円</u>			
<u>2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>661,300円</u>			
<u>5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>811,000円</u>			
<u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>955,800円</u>			
<u>25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1,090,900円</u>			

備考

- 1 「新築等をしようとする建築物又は建築物の部分」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をしようとする建築物のうち、当該低炭素化のための建築物の新築等に係る部分をいう。
- 2 「認定を申請する部分の床面積の合計」とは、新築等をしようとする建築物又は建築物の部分のうち、都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による申請をする部分（以下この表において「申請部分」という。）の床面積の合計をいう。
- 3 「登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの」とは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認めた建築物又は建築物の部分をいう。
 - (1) 住宅のみの用途に供する建築物（共用部分を含む。）の認定の場合 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関をいう。）
 - (2) 前号以外の建築物の認定の場合 登録住宅性能評価機関のうち指定確認検査機関（建築基準法第 77 条の 21 に規定する指定確認検査機関をいう。）である者又は登録建築物調査機関
- 4 「外皮性能評価」とは、建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が 5 メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。）の年間熱負荷について都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するかどうかを評価することをいう。
- 5 「床面積」とは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。
- 6 申請部分に住宅部分と住宅以外の部分がある場合の手数料は、この表のそれぞれの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合計した額とする。

【別紙2 改正案】

項	区 分			金 額		
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円		
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円		
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円		
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円		
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円

		<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>216,300円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>253,500円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>327,700円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,600円</u>
		<u>300 平方メートル以上 1,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>166,800円</u>
		<u>1,000 平方メートル以上</u> <u>2,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>214,800円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>305,700円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>376,000円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>444,100円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>506,300円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>630,800円</u>
<u>2</u>	<u>一戸建て</u> <u>の住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合す</u> <u>ると認めたもの</u>	<u>3,700円</u>

		そ の 他 の も の	誘導仕様基準に よるもの	200 平方メートル未満のもの	12,200円
				200 平方メートル以上のもの	12,900円
			誘導基準併用法 によるもの	200 平方メートル未満のもの	16,800円
				200 平方メートル以上のもの	18,400円
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,800円
				200 平方メートル以上のもの	24,200円
3	共同住宅 等	登録住宅性能評 価機関等が技術 的基準に適合す ると認めたもの		300 平方メートル未満のもの	6,400円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	26,900円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	47,400円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	75,500円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	113,900円
				50,000 平方メートル以上の もの	172,200円

そ の 他 の も の	誘導仕様基準に よるもの	300 平方メートル未満のもの	21,100円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	61,700円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	92,200円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	167,500円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	282,100円
		50,000 平方メートル以上の もの	493,200円
誘導基準併用法 によるもの		300 平方メートル未満のもの	31,500円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	51,600円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	88,300円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	128,200円

		<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>244,500円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>424,800円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>767,300円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>41,900円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>68,600円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>115,400円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>164,500円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>321,800円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>567,800円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>1,041,900</u> <u>円</u>
<u>4</u>	<u>複合建築物</u>		<u>住宅以外の</u> <u>用途に供す</u> <u>る部分を1</u> <u>の項の非住</u> <u>宅建築物と</u>

みなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

【別紙3 改正案】

項	区 分		金 額			
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法		書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更等に該当すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円		
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,400円		
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	31,400円		
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	93,300円		
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	147,400円		
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	186,100円		
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	232,500円		
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円		
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	103,400円
					300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	130,800円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの			171,400円	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの			275,800円	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの			359,300円	

			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	431,300円	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	505,500円	
			50,000 平方メートル以上の もの	654,000円	
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	265,800円	
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	332,300円	
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のも の	428,200円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のも の	609,900円	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	750,600円	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	886,700円	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	1,011,300 円	
			50,000 平方メートル以上の もの	1,260,300 円	
2	一戸建て の住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 _{と認めたもの} に該当する		5,900円	
		そ の 他 も	誘導仕様基準に よるもの	200 平方メートル未満のもの	22,900円
				200 平方メートル以上のもの	24,500円
			誘導基準併用法 によるもの	200 平方メートル未満のもの	32,200円
				200 平方メートル以上のもの	35,300円

		のその他のもの	200 平方メートル未満のもの	42,300円
			200 平方メートル以上のもの	46,900円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が軽微な変 更に該当すると認 めたもの	300 平方メートル未満のもの	11,300円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,700円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	52,300円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満の もの	93,300円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満の もの	149,800円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の もの	226,300円
			50,000 平方メートル以上の もの	343,100円
		そ誘導仕様基準に のよるもの	300 平方メートル未満のもの	40,700円
		他 の も の	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,500円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の もの	121,900円

	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>183,000円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>333,800円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>562,700円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>985,000円</u>
<u>誘導基準併用法</u> <u>によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>61,600円</u>
	<u>300 平方メートル以上 2,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>101,800円</u>
	<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>175,300円</u>
	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>254,900円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>487,700円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>848,100円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>1,533,200</u> <u>円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>

			<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>135,800円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>229,400円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>327,600円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>642,400円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,134,200円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>2,082,300円</u>
<u>4</u>	<u>複合建築物</u>			<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合</u>

計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

【別紙4 改正案】

項	区分		金額		
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法		書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価	300平方メートル未満のもの	6,400円	
		機関等が軽微な変更	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	10,400円	
		に該当すると認め	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	16,400円	
		めたもの	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	47,400円	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	74,400円	
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	93,800円	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	117,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円	
		そ	モデル建物法に	300平方メートル未満のもの	52,400円
		の	よるもの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	66,100円
		他		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	86,400円
		の		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	138,600円
		もの		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	180,400円

		<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>216,300円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>253,500円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>327,700円</u>
	その他のもの	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,600円</u>
		<u>300 平方メートル以上 1,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>166,800円</u>
		<u>1,000 平方メートル以上</u> <u>2,000 平方メートル未満のも</u> <u>の</u>	<u>214,800円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満のも</u> <u>の</u>	<u>305,700円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>376,000円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>444,100円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>506,300円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>630,800円</u>
2	<u>一戸建て</u> <u>の住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が軽微な変更</u> <u>に該当すると認めたもの</u>	<u>3,700円</u>
	そ の 他 の も	<u>誘導仕様基準に</u> <u>よるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u> <u>12,200円</u>
		<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>12,900円</u>
		<u>誘導基準併用法</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u> <u>16,800円</u>

		<u>の</u> によるもの	<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>18,400円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>21,800円</u>
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>24,200円</u>
<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	<u>登録住宅性能評価</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>6,400円</u>
		<u>機関等が軽微な変更</u>		
		<u>更に該当すると認め</u>		
		<u>めたもの</u>	<u>300 平方メートル以上 2,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>12,600円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>26,900円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>47,400円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>75,500円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>113,900円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上の</u> <u>もの</u>	<u>172,200円</u>
		<u>そ</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>21,100円</u>
		<u>誘導仕様基準に</u>		
		<u>の</u>		
		<u>よるもの</u>		
		<u>他</u>		
		<u>の</u>	<u>300 平方メートル以上 2,000</u> <u>平方メートル未満のもの</u>	<u>35,000円</u>
		<u>も</u>		
		<u>の</u>		
		<u>一</u>		

	<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>61,700円</u>
	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>92,200円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>167,500円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>282,100円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>493,200円</u>
<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>31,500円</u>
	<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>51,600円</u>
	<u>2,000 平方メートル以上</u> <u>5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>88,300円</u>
	<u>5,000 平方メートル以上</u> <u>10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>128,200円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上</u> <u>25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>244,500円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上</u> <u>50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>424,800円</u>

		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>767,300円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>41,900円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>68,600円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>115,400円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>164,500円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>321,800円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>567,800円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,041,900円</u>
<u>4</u>	<u>複合建築物</u>		<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄</u>

及び書面
の交付を
受けよう
とする建
築物の床
面積の合
計の欄に
掲げる区
分に応じ
それぞれ
右欄に定
める金額
に、住宅の
用途に供
する部分
を2の項
の一戸建
ての住宅
又は3の
項の共同
住宅等と
みなして
書面の交
付を受け
ようとし
る低炭素
建築物新
築等計画
の評価方
法の欄及
び書面の
交付を受
けようとし
る建築
物の床面
積の合計
の欄に掲
げる区分
に応じそ
れぞれ右
欄に定め

	る金額を 加算した 額
--	-------------------

備考 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

【別紙5 改正案】

項	区 分			床面積の合計	金 額
	判定等に 係る建築 物	判定等に 係る建築 物の用途	判定等に 係る建築 物の評価 方法		
1	非住宅建 築物（住 宅（人の 居住の用 のみに供 する建築 物（共用 部分を含 む。）以下 この条に おいて同 じ。）以外 の用途の みに供す る建築物 をいう。 以下この 条におい て同じ。）	工場等の みのもの	モデル建 物法によ るもの	300 平方メートル未満 のもの	22,100円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの	31,000円	
			1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル 未満のもの	43,800円	
			2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	110,300円	
			5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メート ル未満のもの	166,000円	
			10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	206,200円	
			25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	255,700円	
			50,000 平方メートル 以上のもの	355,500円	
			その他の もの	300 平方メートル未満 のもの	26,800円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの	36,100円	
			1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル 未満のもの	50,000円	
			2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	118,000円	

			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>174,500円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>215,500円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>266,500円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>368,600円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>モデル建物法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>101,000円</u>
			<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>128,500円</u>
			<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>169,100円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>273,500円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>357,000円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>428,900円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>503,200円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>651,600円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>263,400円</u>
			<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>329,900円</u>
			<u>1,000 平方メートル以</u>	<u>425,800円</u>

			<u>上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>607,600円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>748,300円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>884,400円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,008,900円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,257,900円</u>
<u>2</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>仕様基準によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>20,600円</u>
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>22,100円</u>
		<u>併用法によるもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>29,900円</u>
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>33,000円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>39,900円</u>
			<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>44,600円</u>
<u>3</u>	<u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）</u>	<u>仕様基準によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>38,400円</u>
			<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>119,600円</u>

		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>
	<u>併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>59,300円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>99,500円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>173,000円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>252,600円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>485,400円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>845,800円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>1,530,900円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>80,200円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,500円</u>

		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>227,100円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>325,300円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>640,100円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,131,900円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>2,080,000円</u>
<u>4</u>	<u>複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）</u>		<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る建築物</u>

		<u>の評価方法の 欄及び床面積 の合計の欄に 掲げる区分に 応じそれぞれ 右欄に定める 金額を加算し た額</u>
--	--	--

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「共用部分」とは、省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
- 4 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 5 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。
- 6 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 7 「仕様基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及び省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 8 「併用法」とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及び省令第1条第1項第2号ロ(2)又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

【別紙5 現行】

		区分	金額	
判定等に係る建築物の用途	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計		
1 工場等のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円	
		50,000平方メートル以上のもの	349,700円	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	26,200円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		35,400円	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		49,100円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		116,000円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		171,600円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		211,900円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		262,100円	
	50,000平方メートル以上のもの		362,600円	
	2 その他のもの		モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		126,300円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		166,200円		
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		269,000円		
5,000平方メートル以上10,000平方		351,100円		

	<u>メートル未満のもの</u>	
	<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	421,900 円
	<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	495,000 円
	<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	641,100 円
その他のもの	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	259,000 円
	<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	324,500 円
	<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	418,900 円
	<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	597,700 円
	<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	736,200 円
	<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	870,100 円
	<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	992,600 円
	<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	1,237,700 円

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 4 「モデル建物法」とは、省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準に適合すること

を確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

【別紙6 改正案】

項	区 分				金 額	
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計		
1	非住宅建築物	工場等のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	11,800円	
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	16,200円	
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,600円	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	55,900円	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	83,700円	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	103,800円	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	128,600円	
				50,000 平方メートル以上のもの	178,400円	
			その他のもの		300 平方メートル未満のもの	14,100円
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	18,700円

		<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>25,700円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>59,700円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>88,000円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>108,500円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>134,000円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>185,000円</u>
その他のもの	モデル建物法によるもの	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>51,200円</u>
		<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>64,900円</u>
		<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>85,300円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>137,500円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>179,200円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>215,200円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>252,300円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>326,500円</u>

		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	132,400円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	165,700円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	213,600円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200円
			50,000 平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	11,000円
			200 平方メートル以上 のもの	11,800円
		併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700円
			200 平方メートル以上 のもの	17,200円
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,700円
			200 平方メートル以上 のもの	23,000円

3	共同住宅等	<u>仕様基準によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>19,900円</u>
			<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>33,800円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>60,500円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>91,100円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>166,400円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>280,900円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>492,000円</u>
			<u>併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>		<u>50,500円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>		<u>87,200円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>		<u>127,000円</u>

		<u>10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>243,300円</u>
		<u>25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>423,600円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>766,200円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>40,800円</u>
		<u>300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>67,500円</u>
		<u>2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>114,300円</u>
		<u>5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>163,400円</u>
		<u>10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>320,700円</u>
		<u>25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>566,600円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,040,700円</u>
<u>4</u>	<u>複合建築物</u>		<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物と</u>

	<p><u>みなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建</u></p>
--	---

		<u>建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</u>
--	--	--

備考 第1号の表の備考1及び備考4から備考8までの規定は、この表についても適用する。

【別紙7 改正案】

区分			金額		
認定等の申請に係る建築物	認定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計			
1 非住宅建築物	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	300 平方メートル未満の もの	<u>11,300 円</u>		
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のもの	<u>19,400 円</u>		
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	<u>31,400 円</u>		
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	<u>93,300 円</u>		
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	<u>147,400 円</u>		
		10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	<u>186,100 円</u>		
		25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	<u>232,500 円</u>		
		50,000 平方メートル以 上のもの	<u>325,300 円</u>		
		その他 のもの	モデル建物 法によるも の	300 平方メートル未満の もの	<u>101,000 円</u>
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの	<u>128,500 円</u>
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	<u>169,100 円</u>
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	<u>273,500 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	<u>357,000 円</u>

		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200 円
		50,000 平方メートル以上のもの	651,600 円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	263,400 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	425,800 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	884,400 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900 円
		50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900 円
2 一戸建ての住宅		登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	
	その他誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	20,600 円
		200 平方メートル以上のもの	22,100 円
	誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	29,900 円
		200 平方メートル以上のもの	33,000 円
	その他のもの	200 平方メートル未満のもの	39,900 円

		の	もの	
			200 平方メートル以上のもの	44,600 円
3 共同住宅等	登録住宅性能評価		300 平方メートル未満のもの	11,300 円
	機関等が性能向上		300 平方メートル以上	23,700 円
	基準に適合すると		2,000 平方メートル未満のもの	
	認めたもの		2,000 平方メートル以上	52,300 円
			5,000 平方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上	93,300 円
			10,000 平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上	149,800 円
			25,000 平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上	226,300 円
			50,000 平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	343,100 円
	その他の	誘導仕様	300 平方メートル未満のもの	38,400 円
	もの	基準によるもの	300 平方メートル以上	66,200 円
			2,000 平方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上	119,600 円
			5,000 平方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上	180,700 円
			10,000 平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上	331,500 円
			25,000 平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上	560,400 円
			50,000 平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円

	誘導基準 併用法に よるもの	300 平方メートル未満の もの	59,300 円			
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	99,500 円		
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	173,000 円		
			10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	252,600 円		
			25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	485,400 円		
			50,000 平方メートル以 上のもの	845,800 円		
			その他の もの	300 平方メートル未満の もの	1,530,900 円	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	80,200 円
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	133,500 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	227,100 円				
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	325,300 円				
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	640,100 円				
	50,000 平方メートル以 上のもの	1,131,900 円				
					2,080,000 円	
	4 複合建築物		住宅以外の用途に供 する部分を 1 の項の 非住宅建築物とみな			

して認定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積_____

_____の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積_____

_____の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積_____

の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 （略）

4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

5 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び省令第10条第2号ロ(2)又は省令第10条第2号イ(2)及び省令第10条第2号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

6 第1号の表の備考6の規定は、この表について適用する。

【別紙7 現行】

区分		床面積の合計	金額		
認定等の申請に係る建築物	認定等に係る建築物の評価方法				
1 非住宅建築物 (住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	300 平方メートル未満のもの	11,000 円		
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円		
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円		
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円		
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円		
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円		
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円		
		50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円		
		その他 の モデル建物 の 法によるもの	300 平方メートル未満のもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	99,200 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円

		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円	
		50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円	
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円	
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円	
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円	
		50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円	
2 一戸建ての住宅		登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		5,600 円
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	39,100 円
	200 平方メートル以上のもの		43,700 円	
3 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	11,000 円	
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,200 円	

以下この条において同じ。)	2,000 平方メートル以上	51,400 円
	5,000 平方メートル未満のもの	
	5,000 平方メートル以上	91,800 円
	10,000 平方メートル未満のもの	
	10,000 平方メートル以上	147,700 円
	25,000 平方メートル未満のもの	
	25,000 平方メートル以上	223,500 円
	50,000 平方メートル未満のもの	
	50,000 平方メートル以上のもの	339,400 円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの
300 平方メートル以上		131,200 円
2,000 平方メートル未満のもの		
2,000 平方メートル以上		223,400 円
5,000 平方メートル未満のもの		
5,000 平方メートル以上		320,100 円
10,000 平方メートル未満のもの		
10,000 平方メートル以上		630,100 円
25,000 平方メートル以上		1,114,700 円
50,000 平方メートル以上		2,048,600 円
4 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定	

める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であつて、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合（以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。）については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係るものに限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 （略）

- 4 第1号の表の備考5の規定は、この表について適用する。

【別紙8 改正案】

項	区 分			金 額		
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円		
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円		
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円		
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円		
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル	137,500円

			<u>未満のもの</u>	
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>179,200円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>215,200円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>252,300円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>326,500円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>132,400円</u>
			<u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>165,700円</u>
			<u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>213,600円</u>
			<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>304,500円</u>
			<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>374,900円</u>
			<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>442,900円</u>
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>505,200円</u>
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>629,700円</u>
2	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの</u>		<u>3,700円</u>
		<u>そ</u>	<u>誘導仕様基準</u>	<u>200 平方メートル未満のもの</u>
		<u>の</u>	<u>によるもの</u>	<u>11,000円</u>

		他のもの		200 平方メートル以上のもの	11,800円	
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700円	
				200 平方メートル以上のもの	17,200円	
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,700円	
				200 平方メートル以上のもの	23,000円	
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300 平方メートル未満のもの	6,400円	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600円	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	26,900円	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	47,400円	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	75,500円	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	113,900円	
				50,000 平方メートル以上のもの	172,200円	
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,900円
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,800円
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500円
				5,000 平方メートル以	91,100円	

		<u>上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>166,400円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>280,900円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>492,000円</u>
	<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>30,400円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>50,500円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>87,200円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>127,000円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>243,300円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>423,600円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>766,200円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>40,800円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>67,500円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>114,300円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル</u>	<u>163,400円</u>

			ル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申

		<u>請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</u>
--	--	---

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 第1号の表の備考6及び第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

【別紙9 改正案】

項	区 分			金 額		
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計			
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	11,300円		
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400円		
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,400円		
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	93,300円		
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	147,400円		
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	186,100円		
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	232,500円		
			50,000 平方メートル以上のもの	325,300円		
			その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	101,000円
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	128,500円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	169,100円				
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル	273,500円				

			未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	357,000円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200円
			50,000 平方メートル以上のもの	651,600円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	263,400円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	425,800円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	884,400円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		5,900円
		その他	誘導仕様基準によるもの 200 平方メートル未満のもの	20,600円

		<u>の も の</u>	<u>200 平方メートル以上 のもの</u>	<u>22,100円</u>
			<u>誘導基準併用 法によるもの</u>	<u>29,900円</u>
			<u>200 平方メートル以上 のもの</u>	<u>33,000円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>200 平方メートル未満 のもの</u>	<u>39,900円</u>
			<u>200 平方メートル以上 のもの</u>	<u>44,600円</u>
3	共同住宅等	<u>登録住宅性能評 価機関等が軽微 な変更該当す ると認めたもの</u>	<u>300 平方メートル未満 のもの</u>	<u>11,300円</u>
			<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>23,700円</u>
			<u>2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの</u>	<u>52,300円</u>
			<u>5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メート ル未満のもの</u>	<u>93,300円</u>
			<u>10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メート ル未満のもの</u>	<u>149,800円</u>
			<u>25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メート ル未満のもの</u>	<u>226,300円</u>
			<u>50,000 平方メートル以 上のもの</u>	<u>343,100円</u>
		<u>そ の 他 の も の</u>	<u>誘導仕様基準 によるもの</u>	<u>38,400円</u>
			<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>66,200円</u>
			<u>2,000 平方メートル以</u>	<u>119,600円</u>

		<u>上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>
	<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>59,300円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>99,500円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>173,000円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>252,600円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>485,400円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>845,800円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,530,900円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>80,200円</u>
		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>133,500円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル</u>	<u>227,100円</u>

			未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900円
			50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築

	<u>物エネルギー</u> <u>消費性能向上</u> <u>計画の評価方</u> <u>法の欄及び書</u> <u>面の交付を受</u> <u>けようとする</u> <u>建築物の床面</u> <u>積の合計の欄</u> <u>に掲げる区分</u> <u>に応じそれぞ</u> <u>れ右欄に定め</u> <u>る金額を加算</u> <u>した額</u>
--	--

備考 第1号の表の備考6及び第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

【別紙9 現行】

区分		金額	
書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
2 登録住宅性能評価	1,000平方メートル未満のもの	19,000円	
機関等が軽微な変更 に該当すると認めた もの	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	30,700円	
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	91,600円	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	144,900円	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	182,900円	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	228,600円	
	50,000平方メートル以上のもの	319,900円	
2 その他	モデル建物	1,000平方メートル未満のもの	126,300円
のもの	法によるもの	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	166,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	495,000円
		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの
のもの		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方	992,600円

	メートル未満のもの	
	50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円

備考 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表について適用する。

【別紙10 改正案】

項	区 分			金 額	
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にて該当すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円	
		その他のもの	モデル建築物の法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
				5,000平方メートル以上のもの	

			<u>のもの</u>	
			<u>5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの</u>	<u>179,200円</u>
			<u>10,000平方メートル以 上 25,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>215,200円</u>
			<u>25,000平方メートル以 上 50,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>252,300円</u>
			<u>50,000平方メートル以 上のもの</u>	<u>326,500円</u>
		<u>その他のも の</u>	<u>300平方メートル未満の もの</u>	<u>132,400円</u>
			<u>300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの</u>	<u>165,700円</u>
			<u>1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの</u>	<u>213,600円</u>
			<u>2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの</u>	<u>304,500円</u>
			<u>5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの</u>	<u>374,900円</u>
			<u>10,000平方メートル以 上 25,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>442,900円</u>
			<u>25,000平方メートル以 上 50,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>505,200円</u>
			<u>50,000平方メートル以 上のもの</u>	<u>629,700円</u>
<u>2</u>	<u>一戸建ての住 宅</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 に該当すると認めたもの</u>		<u>3,700円</u>
		<u>そ の 他</u>	<u>誘導仕様基 準によるも の</u>	<u>200平方メートル未満の もの</u>
				<u>11,000円</u>

		<u>の</u>		<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>11,800円</u>
			<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>15,700円</u>
				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>17,200円</u>
		<u>その他のもの</u>		<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,700円</u>
				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>23,000円</u>
<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にて該当すると認めたもの</u>		<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>6,400円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>12,600円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>26,900円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>47,400円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>75,500円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>113,900円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>172,200円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,900円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>33,800円</u>
				<u>2,000平方メートル以上のもの</u>	<u>60,500円</u>

	<u>5,000 平方メートル未満のもの</u>	
	<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>91,100円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>166,400円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>280,900円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>492,000円</u>
<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>30,400円</u>
	<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>50,500円</u>
	<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>87,200円</u>
	<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>127,000円</u>
	<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>243,300円</u>
	<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>423,600円</u>
	<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>766,200円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>
<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>		<u>67,500円</u>
<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満</u>		<u>114,300円</u>

			<u>のもの</u> <u>5,000平方メートル以上</u> <u>10,000平方メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>163,400円</u>
			<u>10,000平方メートル以</u> <u>上 25,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u>	<u>320,700円</u>
			<u>25,000平方メートル以</u> <u>上 50,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u>	<u>566,600円</u>
			<u>50,000平方メートル以</u> <u>上のもの</u>	<u>1,040,700円</u>
4	複合建築物			<u>住宅以外の用</u> <u>途に供する部</u> <u>分を1の項の</u> <u>非住宅建築物</u> <u>とみなして書</u> <u>面の交付を受</u> <u>けようとする</u> <u>建築物エネル</u> <u>ギー消費性能</u> <u>向上計画の評</u> <u>価方法の欄及</u> <u>び書面の交付</u> <u>を受けようと</u> <u>する建築物の</u> <u>床面積の合計</u> <u>の欄に掲げる</u> <u>区分に応じそ</u> <u>れぞれ右欄に</u> <u>定める金額に、</u> <u>住宅の用途に</u> <u>供する部分を</u> <u>2の項の一戸</u> <u>建ての住宅又</u> <u>は3の項の共</u> <u>同住宅等とみ</u> <u>なして書面の</u> <u>交付を受けよ</u> <u>うとする建築</u>

	<p>物エネルギー 消費性能向上 計画の評価方 法の欄及び書 面の交付を受 けようとする 建築物の床面 積の合計の欄 に掲げる区分 に応じそれぞ れ右欄に定め る金額を加算 した額</p>
--	--

備考 第1号の表の備考6及び第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

【別紙11 現行】

		区分	金額		
認定の申請に係る建築物	認定に係る建築物の評価方法	認定の申請に係る部分の床面積の合計			
1 非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300平方メートル未満のもの	11,000円		
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,000円		
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	30,700円		
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	91,600円		
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	144,900円		
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	182,900円		
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	228,600円		
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円		
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	99,200円	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	126,300円	
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	166,200円	
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	269,000円	
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	351,100円	
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	421,900円	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	495,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	641,100円	
		その他のもの		300平方メートル未満のもの	259,000円
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	324,500円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	418,900円				

			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円
2 一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの			5,600 円
	その他のもの	仕様基準等によるもの	200 平方メートル未満のもの	20,100 円
			200 平方メートル以上のもの	21,600 円
	その他のもの		200 平方メートル未満のもの	39,100 円
			200 平方メートル以上のもの	43,700 円
3 共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認められたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの			300 平方メートル未満のもの
				11,100 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの			23,100 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの			51,300 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの			91,600 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの			147,200 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの			222,500 円
	50,000 平方メートル以上のもの			337,400 円
	その他のもの	仕様基準等によるもの	300 平方メートル未満のもの	37,600 円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	65,000 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	117,500 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方	177,600 円

		<u>メートル未満のもの</u>	
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>326,000 円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>551,300 円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>966,800 円</u>
	<u>その他</u>	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>78,700 円</u>
	<u>のもの</u>	<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>131,200 円</u>
		<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>223,300 円</u>
		<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>319,900 円</u>
		<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>629,900 円</u>
		<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,113,700 円</u>
		<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>2,048,600 円</u>
<u>4 複合建築物</u>			<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定に係る建築物の評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一</u>

戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定に係る建築物の評価方法の欄及び認定の申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（共同住宅等の共用部分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。
- 2 第 1 号の表の備考 4 及び備考 5 並びに第 4 号の表の備考 2 の規定は、この表について適用する。
- 3 「認定に係る建築物の評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するか否かの評価の方法をいう。
- 4 「適合判定通知書等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下この条において「検査済証」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- 5 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 6 「仕様基準等」とは、次の各号に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部

分が適合することを確認することをいう。

- (1) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準
- (2) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準
- (3) 省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準

(議案第 16 号関係)

寝屋川市立保健福祉センター条例の一部 改正

1 改正理由

寝屋川市サービスゲート内に寝屋川市立保健福祉センターの分館として、健康診査センターを置き、健康診査その他の事業を実施するため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 健康診査センター（第3条の2関係）

ア 寝屋川市立保健福祉センターの分館として、健康診査センターを、寝屋川市早子町12番16号に置く。

イ 健康診査センターにおいては、健康診査その他の事業（寝屋川市立保健福祉センターの事業のうち、市長が指定する事業に限る。）を行う。

(2) 附則

施行期日 令和7年5月7日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立保健福祉センター条例

No.1

改正案	現行
<p>(健康診査センター) <u>第3条の2 センターの分館として、健康診査センターを、大阪府寝屋川市早子町12番16号に置く。</u> <u>2 健康診査センターにおいては、健康診査その他の事業(センターの事業のうち、市長が指定する事業に限る。)を行う。</u> (診療所の設置) 第4条 <u>第3条第9号の事業を実施するため、センターに、診療所を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和7年5月7日から施行する。</p>	<p>(新設) (診療所の設置) 第4条 <u>前条第9号</u>の事業を実施するため、センターに、診療所を設置する。</p>

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改めるため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 保険料の減額 (第 22 条の 2 関係)

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置に係る所得判定基準を次のイ・ウのとおり改める。

ア 7 割軽減に係る所得判定基準 (現行のまま)

—	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
---	---------------------------------------

イ 5 割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + <u>29.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + <u>30.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)

ウ 2 割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + <u>54.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + <u>56 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)

* 給与所得者等の数 = 世帯主及び当該世帯に属する被保険者等のうち、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数

(2) 附則

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 経過措置

改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のも</p> <p>の</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が基礎賦課限度額を超える場合には、基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のも</p> <p>の</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>

改正案	現行
<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に560,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第22条</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案	現行
の2の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

1 改正理由

『建築基準法』及び『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律』の改正（『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』（令和4年法律第69号）による改正）に伴い、省エネ基準適合義務の対象範囲の見直し等が行われたことにより、建築確認及び検査に係る手数料を改めるため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 手数料の徴収（第5条及び別表関係）

ア 建築確認及び検査の特例対象となる建築物の区分の見直しが行われたこと等に伴い、建築確認（計画通知含む）の手数料を改正する。

イ 全ての新築住宅・非住宅について省エネ基準への適合が義務付けられることから、完了検査の対象に住宅を追加するなど、建築確認等における省エネ基準への適合性審査及び検査に係る手数料を設定する。

(2) 附則

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、施行期日以後における申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前における申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市建築基準法施行条例

No.1

改正案	現行																				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 法第6条第1項の確認(法第87条第1項において準用する場合を含む。以下「確認」という。)の申請(指定確認検査機関が行うものを除く。)又は法第18条第2項の規定による計画通知(法第87条第1項において準用する場合を含む。以下「計画の通知」という。)に対する審査については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査(第4項第3号に規定するものを除く。) 1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第5条 法第6条第1項の確認(法第87条第1項において準用する場合を含む。以下「確認」という。)の申請(指定確認検査機関が行うものを除く。)又は法第18条第2項の規定による計画通知(法第87条第1項において準用する場合を含む。以下「計画の通知」という。)に対する審査については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を、申請をする者(以下「申請者」という。)から徴収する。</p> <p>(1) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査(第4項第3号に規定するものを除く。) 1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額(当該申請が磁気ディスク等のうち市長の定めるものによるものであるときは、その額から2,000円を減算した額)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以内のもの</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</td> <td>72,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td> <td>97,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	100平方メートル以内のもの	38,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートル以内のもの</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td> <td>87,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	100平方メートル以内のもの	33,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000円
床面積の合計	金額																				
100平方メートル以内のもの	38,000円																				
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円																				
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円																				
床面積の合計	金額																				
100平方メートル以内のもの	33,000円																				
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000円																				
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000円																				
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000円																				

改正案		現行	
内のもの		内のもの	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	116,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	275,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	50,000平方メートルを超えるもの	730,000円
備考 (略)		備考 (略)	
ア (略)		ア (略)	
イ 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積		イ 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。	
		① 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合	
		② 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の工	
		レベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造	

改正案	現行
<p>ウ 建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積</p>	<p>耐力上の危険性が増大しないものである場合（別に掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積に10分の1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積の2分の1の面積とする。</p>
<p>工 (略)</p> <p>(2) 構造計算適合性審査（法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書に規定する審査をいう。以下同じ。）を要する確認の申請又は計画の通知に対する審査については、前号の手数料のほか、構造計算適合性審査が行われる一の建築物ごと（法第20条第2項の別の建築物とみなすことができる部分にあつては、当該部分ごと）に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合計した額</p>	<p>工 (略)</p> <p>(2) 構造計算適合性審査（法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書に規定する審査をいう。以下同じ。）を要する確認の申請又は計画の通知に対する審査については、前号の手数料のほか、構造計算適合性審査が行われる一の建築物ごと（法第20条第2項の別の建築物とみなすことができる部分にあつては、当該部分ごと）に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合計した額</p>
<p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>(3) 建築設備に関する確認の申請に対する審査又は計画の通知に対する審査 一の建築設備につき、次に掲げる場合の</p>	<p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>(3) 建築設備に関する確認の申請に対する審査又は計画の通知に対する審査 一の建築設備につき、次に掲げる場合の</p>

改正案	現行
<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該申請が磁気ディスク等のうち市長の定めるものによるものであるときには、その額から2,000円を減算した額)</p>
<p>ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 24,000円(小荷物専用昇降機については、13,000円) イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 15,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)</p>	<p>ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 21,000円(小荷物専用昇降機については、11,000円) イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 13,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)</p>
<p>(4) 工作物に関する確認の申請に対する審査又は計画の通知に対する審査 一の工作物につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>(4) 工作物に関する確認の申請に対する審査又は計画の通知に対する審査 一の工作物につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該申請が磁気ディスク等のうち市長の定めるものによるものであるときには、その額から2,000円を減算した額)</p>
<p>ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 21,000円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 12,000円</p>	<p>ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 18,000円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 10,000円(新設)</p>
<p>(5) 建築物に関する確認の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。)第2条第1項第1号</p>	

現 行

改 正 案

に該当する場合に限る。)又は計画の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築物である場合であって建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)に対する審査第1号の手数料のほか、建築物ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

建築物の用途	区 分		金 額
	床面積の合計		
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの		20,600円
	200平方メートル以上のもの		22,100円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。)	300平方メートル未満のもの		38,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		119,600円
	5,000平方メートル以上のもの		180,700円
	10,000平方メートル未満のもの		
	10,000平方メートル以上のもの		331,500円

改正案		現行	
	<p>25,000平方メートル未満のもの</p> <p>25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの</p> <p>50,000平方メートル以上のもの</p>		
	<p>560,400円</p>		
	<p>982,600円</p>		
<p>備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。</p>			
<p>2 法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査（指定確認検査機関が行うものを除く。）又は法第18条第20項の規定による通知に対する完了検査については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定による申請に対する完了検査又は法第18条第20項の規定による通知に対する完了検査（次号に掲げる完了検査を除く。）1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p>			
		床面積の合計	金額
		100平方メートル以内のもの	25,000円
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内	29,000円
		床面積の合計	金額
		100平方メートル以内のもの	22,000円
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内	26,000円

改正案

現行

のもの		
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	36,000円	
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	60,000円	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	84,000円	
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	229,000円	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	336,000円	
50,000平方メートルを超えるもの	566,000円	

備考 (略)

(2) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査 1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
100平方メートル以内のもの	22,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	33,000円

のもの		
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円	
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	55,000円	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	76,000円	
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	209,000円	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	308,000円	
50,000平方メートルを超えるもの	518,000円	

備考 (略)

(2) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査 1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
100平方メートル以内のもの	20,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円

改正案		現行	
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	57,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	78,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	218,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	199,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	315,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	288,000円
50,000平方メートルを超えるもの	523,000円	50,000平方メートルを超えるもの	478,000円
備考 (略)		備考 (略)	
(3) 建築設備に関する完了検査 一の建築設備につき、 20,000円 (小荷物専用昇降機については、11,000円)		(3) 建築設備に関する完了検査 一の建築設備につき、 18,000円 (小荷物専用昇降機については、10,000円)	
(4) 工作物に関する完了検査 一の工作物につき、14,000円		(4) 工作物に関する完了検査 一の工作物につき、12,000円	
(5) 法第7条第1項の規定による申請 (当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築物である場合に限る。)又は法第18条第20項の規定による通知 (当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築物である場合に限る。)に対する完了検査 第1号又は第2号の手数料のほか、建築物ごとに次の表の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額		(5) 法第7条第1項の規定による申請 (当該申請に対する完了検査 (当該完了検査に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する特定建築物 (建築物省エネルギー法附則第3条第1項の特定増改築を除く。以下同じ。)である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による通知 (当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する特定建築物である場合に限る。))に対する完了検査 1件につき、第1号又は第2号の手数料のほか、建築物省エネルギー	

項	区分		金額
	建築物の用途	床面積の合計	

改正案		現行		
1	住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供するもの	工場等のみのもの	8,900円	法第11条第1項に規定する特定建築物ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額
		300平方メートル未満のもの	20,100円	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	29,000円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	73,600円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	110,700円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	138,200円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	171,700円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		
		50,000平方メートル以上		
		床面積の合計	建築物の用途	金額
		1,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	19,500円
		1,000平方メートル以上	その他のもの	85,500円
		2,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	27,900円
		2,000平方メートル以上	その他のもの	112,800円
		5,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	70,200円
		5,000平方メートル以上	その他のもの	181,300円
		10,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	105,400円
		10,000平方メートル以上	その他のもの	235,400円
		25,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	131,600円
		25,000平方メートル以上	その他のもの	282,500円
		50,000平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	163,300円
		50,000平方メートル以上	その他のもの	331,500円
		50,000平方メートル以上	工場等のみのもの	226,900円

改正案		現行	
	メートル未満のもの		その他のもの
	2		428,100円
	50,000平方メートル以上のもの	238,600円	
	300平方メートル未満のもの	43,100円	
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500円	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300円	
	10,000平方メートル以上25,000平方	287,600円	
			備考
			1 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「消費性能基準」という。)に適合させなければならぬ建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第2項において準用する同法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたとき、又は建築物省エネルギー法第36条第1項に規定する変更の認定を受け、かつ、当該認定を同条第2項において準用

改正案		現行
	メートル未満のもの	<p>する建築物省エネルギー法第35条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</p> <p>3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</p>
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	
	200平方メートル未満のもの	
	200平方メートル以上のもの	
3	一戸建ての住宅	
	300平方メートル未満のもの	338,100円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	437,700円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	7,400円
	5,000平方メートル以上のもの	8,200円
4	共同住宅等	
	300平方メートル未満のもの	14,100円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300円
	5,000平方メートル以上のもの	69,100円

改正案		現行	
	メートル未満のもの		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	127,100円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	214,800円	
	50,000平方メートル以上のもの	377,500円	
5	複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）	住宅以外の用途に供する部分を1の項の工場等のみのもとの又は2の項のその他のものとみなして床面積の合計の欄に掲げる	

改正案	現行
<p>区分に 右欄に 金額に 住宅の 用途に 供する 部分を 3の項 の一戸 建ての 住宅又 は4の 項の共 同住宅 等とみ なして 床面積 の合計 欄に掲 げる区 分に それぞれ 右欄に 定める 金額を 加算し た額</p>	
<p>備考 1 「<u>床面積の合計</u>」とは、消費性能基準に適合させなければならぬ<u>建築物の部分の床面積の合計</u>をいう。 2 「<u>建築物の用途</u>」とは、消費性能基準に適合させなければならぬ<u>建築物の部分の用途</u>をいう。 3 「<u>工場等</u>」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するも</p>	

改正案

現行

の、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

3 法第7条の3第2項の規定による申請に対する中間検査又は法第18条第28項の規定による通知に対する中間検査（計画の通知以外のもので、指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を、申請者から徴収する。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
100平方メートル以内のもの	20,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	29,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	68,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	184,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	279,000円

3 法第7条の3第2項の規定による申請に対する中間検査又は法第18条第19項の規定による通知に対する中間検査（計画の通知以外のもので、指定確認検査機関が行うものを除く。）については、1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を、申請者から徴収する。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	27,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	168,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	255,000円

改正案

現行

50,000平方メートルを超えるもの	470,000円	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円
4 法第86条の8第1項の規定による認定(同条第3項の認定を含む。)又は法第87条の2第1項の規定による認定(同条第2項において準用する第86条の8第3項の認定を含む。)(以下これらを「全体計画認定」という。)		4 法第86条の8第1項の規定による認定(以下「全体計画認定」という。)	
掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。		掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。	
(1) 全体計画認定に関する申請(次号に規定する申請を除く。)に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額		(1) 全体計画認定に関する申請(次号に規定する申請を除く。)に対する審査 1件につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以内のもの	38,000円	100平方メートル以内のもの	33,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	116,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	275,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル	524,000円	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル	470,000円

改正案

現行

ル以内のもの		
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	
備考	この表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について、市長の定めるところにより算定する。	
ア	(略)	
イ	<p>法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定(以下「<u>全体計画変更認定</u>」という。)の申請を行う場合 次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>(7) 当該計画の変更に係る階の変更前の床面積 (イ)に掲げる部分を除く。)の2分の1</p> <p>(4) 当該計画の変更により増加する部分の床面積</p> <p>(2) 全体計画変更認定のうち、工事期間の変更(軽微な変更を除く。)のみに係る申請に対する審査 1件につき<u>23,000円</u></p>	
(3)	(略)	
5・6	(略)	
別表	(第5条関係)	
項	手数料を徴収する事務	金額
1	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第38項第1号	120,000円

ル以内のもの		
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円	
備考	この表の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について、市長の定めるところにより算定する。	
ア	(略)	
イ	<p>法第86条の8第3項の規定による認定(以下「<u>全体計画変更認定</u>」という。)の申請を行う場合 次に掲げる床面積を合算した面積</p> <p>(7) 当該計画の変更に係る階の変更前の床面積 (イ)に掲げる部分を除く。)の2分の1</p> <p>(4) 当該計画の変更により増加する部分の床面積</p> <p>(2) 全体計画変更認定のうち、工事期間の変更(軽微な変更を除く。)のみに係る申請に対する審査 1件につき<u>21,000円</u></p>	
(3)	(略)	
5・6	(略)	
別表	(第5条関係)	
項	手数料を徴収する事務	金額
1	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第24項第1号	120,000円

改正案		現行		
2～31	(略)	2～31	(略)	
32	<p>又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査</p> <p>令第137条の16第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査</p> <p>床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が104,000円</p>	<p>又は第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請に対する審査</p> <p>令第137条の16第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査</p> <p>床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が93,000円</p>	<p>31,000円</p> <p>40,000円</p> <p>58,000円</p> <p>77,000円</p> <p>104,000円</p>	<p>27,000円</p> <p>36,000円</p> <p>49,000円</p> <p>70,000円</p> <p>93,000円</p>

改正案		現行	
33	(略)	(略)	(略)
一ト以内のもの 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの	245,000円	一ト以内のもの 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、10,000平方 メートル以内のもの	220,000円
床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、50,000平方 メートル以内のもの	419,000円	床面積の合計が 10,000平方メートル を超え、50,000平方 メートル以内のもの	377,000円
床面積の合計が 50,000平方メートル を超えるもの	651,000円	床面積の合計が 50,000平方メートル を超えるもの	584,000円
33	(略)	(略)	(略)

附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例による改正後の寝屋川市建築基準法施行条例（以

改正案	現行
<p>下「新条例」という。)第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後における新条例第5条又は別表に規定する申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前におけるこの条例による改正前の寝屋川市建築基準法施行条例第5条又は別表に規定する申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。</p>	

寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例の 制定

1 制定理由

寝屋川市のターミナル施設（京阪電気鉄道京阪本線寝屋川市駅の周辺に所在する、規則で定める分庁舎等及び公の施設をいう。）の来庁者・利用者の利便に資するとともに、その周辺地域における自動車及び自転車の駐車需要に対応する施設として、ターミナル施設駐車場を設置するため、制定する。

2 制定内容

(1) 目的及び設置（第1条関係）

寝屋川市のターミナル施設の来庁者・利用者の利便に資するとともに、その周辺地域における自動車及び自転車の駐車需要に対応するため、大阪府寝屋川市早子町に、寝屋川市立ターミナル施設駐車場を設置する。

(2) ターミナル施設駐車場の構成等（第2条関係）

ターミナル施設駐車場は、自動車駐車場、自転車駐車場、原動機付自転車駐車場及び幼児同乗用自転車駐車場で構成し、これらの所在する場所は、市長が告示で定めるものとする。

(3) 駐車することができる自動車及び自転車（第3条関係）

ターミナル施設駐車場に駐車することができる自動車及び自転車は、次に定める自動車又は自転車とする。

ア 自動車駐車場 次に掲げる自動車

(ア) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車であって、規則で定める大きさを超えないもの

(イ) 道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外のもの

イ 自転車駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（第4号において「自転車」という。）

ウ 原動機付自転車駐車場 道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第2条第3項に規定する原動機付自転車

エ 幼児同乗用自転車駐車場 幼児用座席を備えている自転車

(4) 供用の休止（第4条関係）

市長は、ターミナル施設駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、ターミナル施設駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(5) 駐車料金（第5条、別表関係）

ア ターミナル施設駐車場を利用する者は、市長の定める方法により、次に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料金を納付しなければならない。

自動車駐車場	(1) 午前7時以後午後8時前の時間を起点とする1時間ごとに、1時間につき1,200円として算出した額 (2) 午後8時以後午前7時前の時間を起点とする1時間ごとに、1時間につき300円として算出した額
自転車駐車場 幼児同乗用自転車駐車場	8時間までごとに200円として算出した額
原動機付自転車駐車場	6時間までごとに300円として算出した額

備考

- ① 自転車駐車場、幼児同乗用自転車駐車場又は原動機付自転車駐車場（②において「自転車駐車場等」という。）の利用につき、当該利用以後1時間は、無料とする。
 - ② 届出その他の手続、相談等をするため分庁舎等（規則で定める分庁舎等に限る。）に来庁する者又は公の施設（規則で定める公の施設に限る。）を利用する者が、ターミナル施設駐車場を利用する場合には、当該分庁舎等への来庁又は当該公の施設の利用に係る各1時間（自転車駐車場等を利用する場合にあっては、①に規定する1時間に加え、当該分庁舎等への来庁又は当該公の施設の利用に係る各1時間）は、無料とする。
 - ③ 駐車料金の算出に当たっては、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
 - ④ 自動車駐車場及び自転車駐車場の駐車料金は、当該駐車場に入場してから当該駐車場を退場するまでの時間を基に、算出するものとする。
- イ 市長は、特別の事由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免

除することができる。

ウ 原則として、既納の駐車料金は、還付しない。

(6) 駐車の拒否（第6条関係）

市長は、次のいずれかに該当するときは、ターミナル施設駐車場における駐車を拒否することができる。

ア 駐車スペースに余裕がないとき。

イ ターミナル施設駐車場の構造上駐車することができないとき。

ウ 引火性、爆発性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。

エ ターミナル施設駐車場の施設又はその附属設備を汚損し又は損傷するおそれがあると認めるとき。

オ その他、ターミナル施設駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(7) 禁止行為（第7条関係）

ア ターミナル施設駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(ア) 他の自動車又は自転車の駐車を妨げること。

(イ) ターミナル施設駐車場の施設若しくはその附属設備又は他の自動車若しくは自転車を汚損し又は損傷するおそれのある行為をすること。

(ウ) その他、ターミナル施設駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

イ 市長は、アに掲げる行為をし又はしようとする者に対し、その行為の禁止又はターミナル施設駐車場からの退去を命ずることができる。

(8) 損害賠償等（第8条関係）

ターミナル施設駐車場の施設又はその附属設備を汚損し又は損傷した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(9) 免責（第9条関係）

ターミナル施設駐車場における自動車又は自転車の汚損若しくは損傷、盗難等の事故その他第三者の行為によって生じた損害又は不可抗力による損害については、寝屋川市は、その損害を賠償する責任を負わない。

(10) 委任（第10条関係）

ターミナル施設駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(11) 附則

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 供用開始

ターミナル施設駐車場は、規則で定める日から供用を開始する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 20 号関係)

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

1 改正理由

地方公営企業法第 14 条の規定に基づき、寝屋川市水道事業ビジョン審議会を設置するため、一部改正を行う。

2 改正内容

(1) 寝屋川市水道事業ビジョン審議会（第 5 条の 2 関係）

寝屋川市の水道事業ビジョンについての審議に関する事務を担当する「寝屋川市水道事業ビジョン審議会」を設置する。

(2) 附則

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

No. 1

改正案	現行
<p>(寝屋川市水道事業ビジョン審議会) <u>第5条の2 前条第2項に定めるほか、法第14条の規定に基づき、寝屋川市水道事業ビジョン審議会を置く。</u> <u>2 寝屋川市水道事業ビジョン審議会は、寝屋川市の水道事業ビジョンについての審議に関する事務を担当する。</u> <u>3 寝屋川市水道事業ビジョン審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。</u></p> <p>附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定

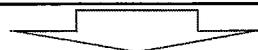
1 制定理由

『刑法等の一部を改正する法律』(令和4年法律第67号)による『刑法』の改正により、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の整理等を行うため、制定する。

【備考】

懲役及び禁錮の廃止 ⇒ 拘禁刑の創設

懲 役	刑事施設(刑務所等)に拘置して所定の作業を行わせる。
禁 錮	刑事施設(刑務所等)に拘置する。



拘禁刑	刑事施設(刑務所等)に拘置する。 改善更正を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。
-----	---

2 制定内容

(1) 関係条例の一部改正〔第1条―第9条〕

次に掲げる条例の規定中、「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 『寝屋川市職員の退職手当に関する条例』(「退職手当の支払の差止め」、「退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限」等の規定)
- 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例』(「期末手当(不支給及び支給の一時差止め)」の規定)
- 『寝屋川市消防団員退職報償金の支給に関する条例』(「退職報償金支給の制限」の規定)
- 『寝屋川市有功者表彰条例』(「資格喪失」の規定)
- 『寝屋川市消防団条例』(「欠格条項」の規定)
- 『寝屋川市屋外広告物条例』(「罰則」の規定)
- 『寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例』(「罰則」の規定)

- 『寢屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例』（「罰則」の規定）
- 『寢屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例』（『寢屋川市個人情報保護条例』の全部改正に際しての「罰則」に関する経過措置の規定）

(2) 経過措置〔第10条－第12条〕

ア 罰則の適用等に関する経過措置

「本条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」など、罰則の適用等に関する所要の経過措置を定める。

イ 『寢屋川市職員の退職手当に関する条例』の一部改正等に伴う経過措置

『寢屋川市職員の退職手当に関する条例』の一部改正及び『寢屋川市一般職の職員の給与に関する条例』の一部改正に伴う所要の経過措置を定める。

（退職手当の支払の差止め等や期末手当の不支給等に関する規定の適用について、「禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者」を「拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者」とみなす。）

(3) 附則

施行期日 令和7年6月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

No.1

1 寝屋川市職員の退職手当に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し 止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪につい て<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟 法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によ るものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判 決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職 手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場 合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければなら ない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差 止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消す ことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し 止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪につい て<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟 法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によ るものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判 決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職 手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場 合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければなら ない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差 止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑 事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消す ことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現行
<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれか該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられた</p>	<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後禁錮 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれか該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮 以上の刑に処せられた</p>

改正案	現行
<p>とき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し<u>禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎</p>	<p>とき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎</p>

改正案	現行
<p>在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8（略）</p>	<p>在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8（略）</p>

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止め</p>	<p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止め</p>

改正案	現行
<p>る処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以 上の刑に処せられたもの</p> <p>第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することと されていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次 の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を 一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し</u>、その者が起訴 （当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められ ているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項におい て同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれか に該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を 取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合 において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の 行為に係る刑事事件に<u>関し</u>現に逮捕されているときその他こ れを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると 認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由とな つた行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑</u>以上の刑に処せられ なかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>る処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、 その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以 上の刑に処せられたもの</p> <p>第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することと されていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次 の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を 一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>関し</u>、その者が起訴 （当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められ ているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第 6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項におい て同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれか に該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を 取り消さなければならぬ。ただし、第3号に該当する場合 において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の 行為に係る刑事事件に<u>関し</u>現に逮捕されているときその他こ れを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると 認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由とな つた行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮</u>以上の刑に処せられ なかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正案	現行
6～9 (略)	6～9 (略)
3 寝屋川市消防団員退職報償金の支給に関する条例 (第3条関係)	
改正案	現行
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮 以上の刑に処せられた者 (2) (略)
4 寝屋川市有功者表彰条例 (第4条関係)	
改正案	現行
(資格喪失) 第10条 有功者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、有功者としての資格を失う。 2 (略)	(資格喪失) 第10条 有功者が禁錮 以上の刑に処せられたときは、有功者としての資格を失う。 2 (略)
5 寝屋川市消防団条例 (第5条関係)	
改正案	現行
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

改正案	現行
(2) (略)	(2) (略)

6 寝屋川市屋外広告物条例 (第6条関係)

改正案	現行
第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役__又は500,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

7 寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 (第7条関係)

改正案	現行
第46条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。	第46条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役__又は500,000円以下の罰金に処する。
第47条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。	第47条 第16条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮__又は200,000円以下の罰金に処する。

8 寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (第8条関係)

改正案	現行
(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役__又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

9 寝屋川市個人情報保護の保護に関する法律施行条例（第9条関係）

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したものの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 第2項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>6～9 (略)</p>

(議案第 30 号関係)

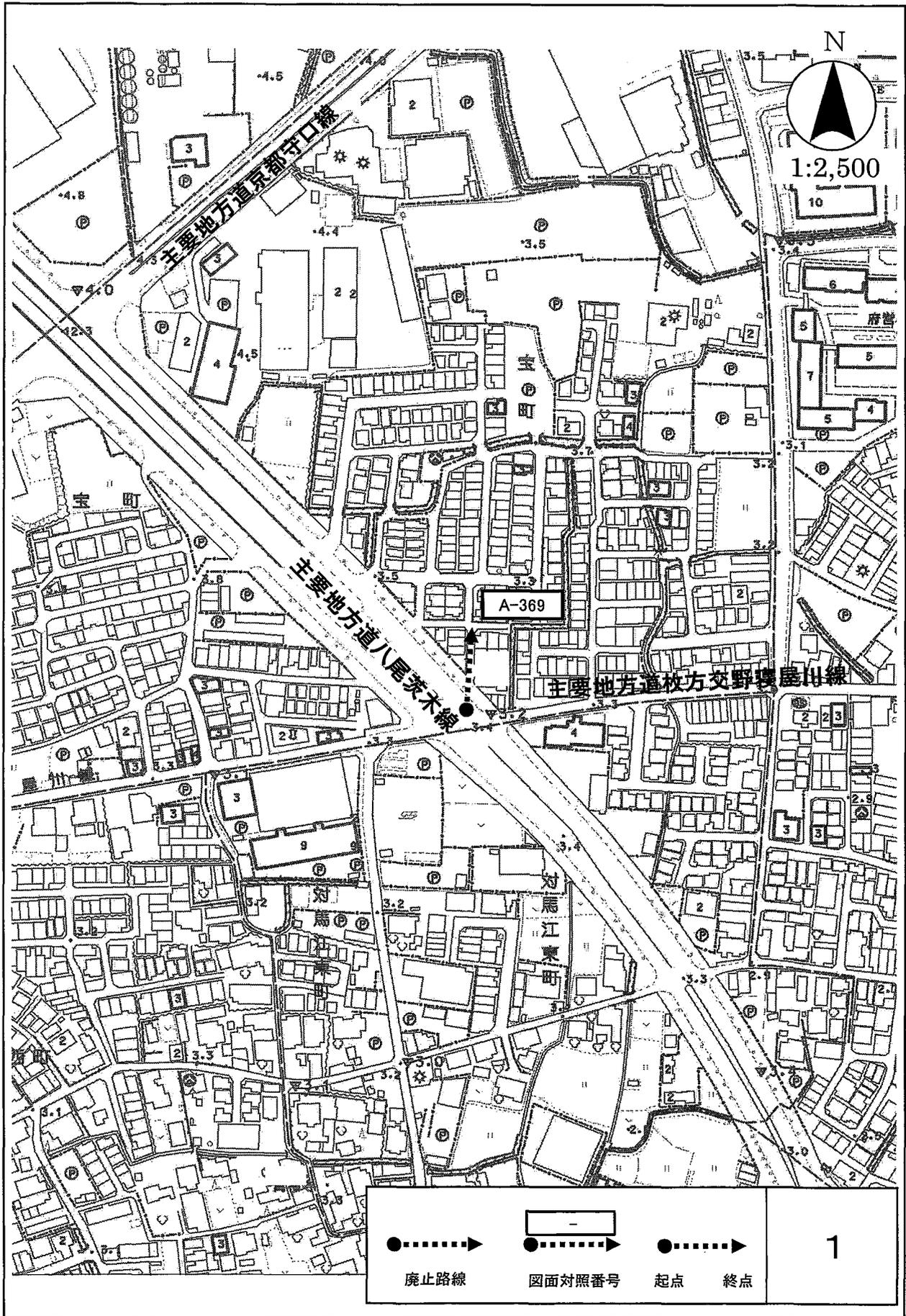
市 道 の 廃 止

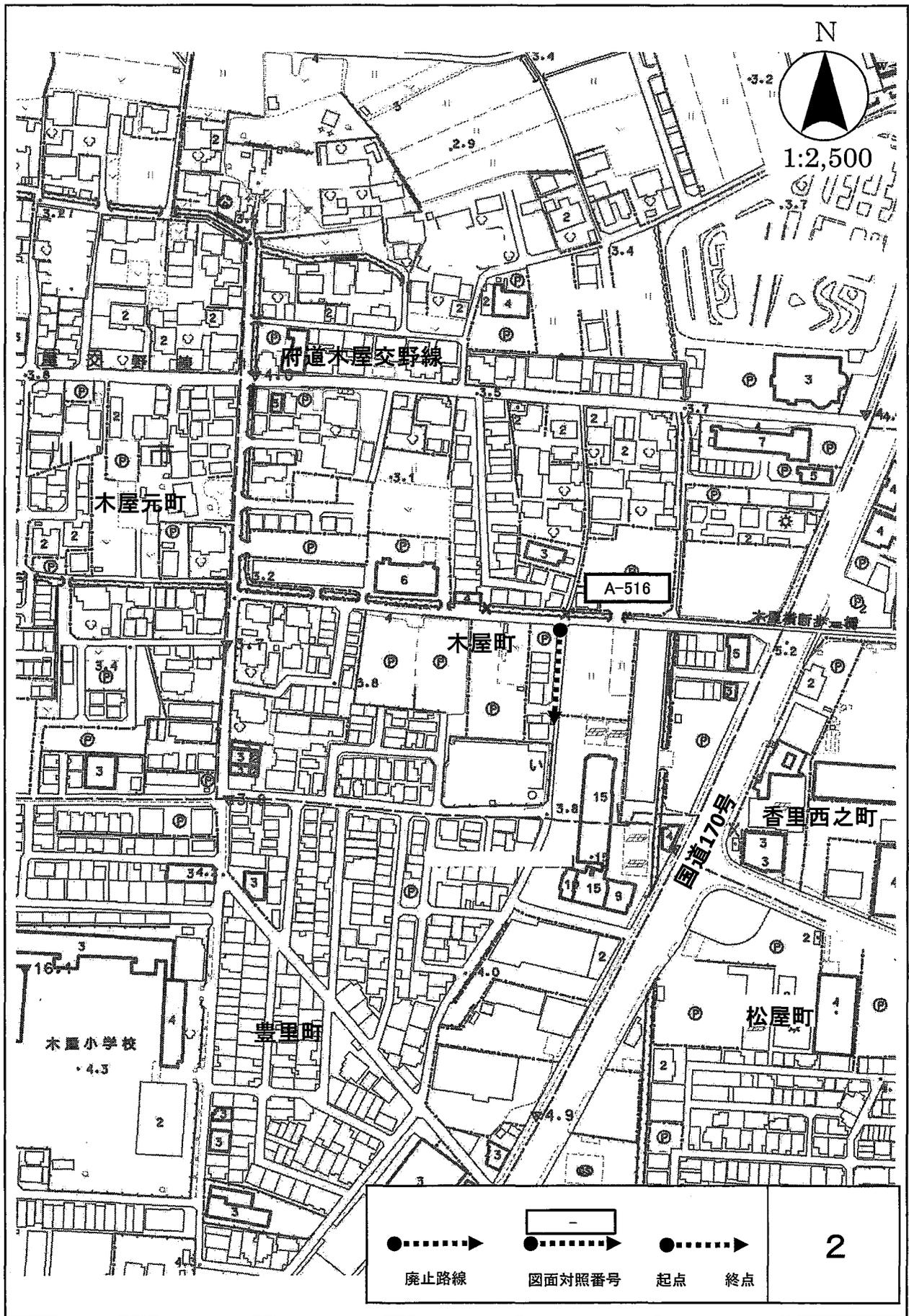
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	188.60 m	5 路線
現 在 数 値	332,914.54 m	2,137 路線
廃 止 後 予 定 数 値	332,725.94 m	2,132 路線

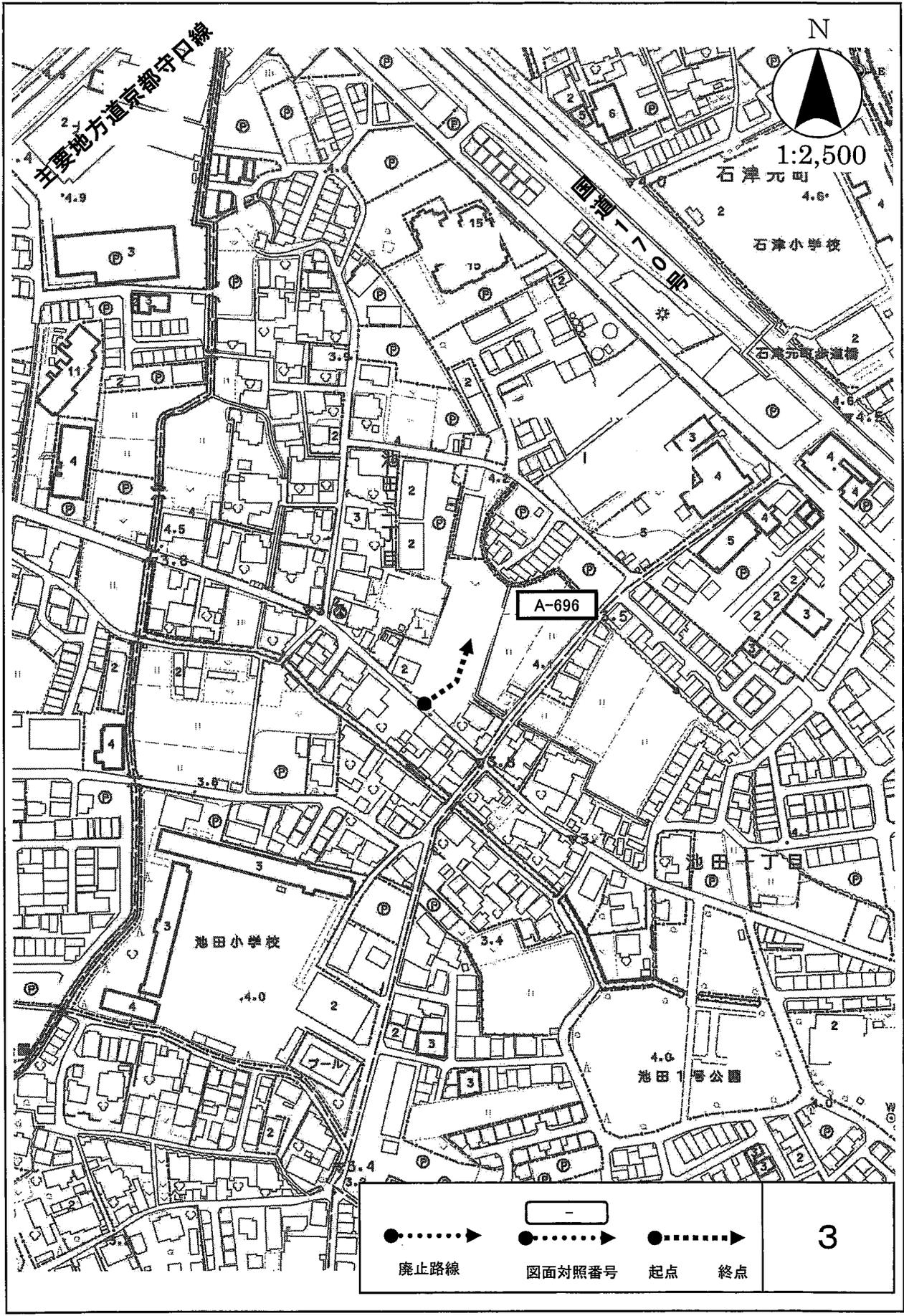
[根拠法令]

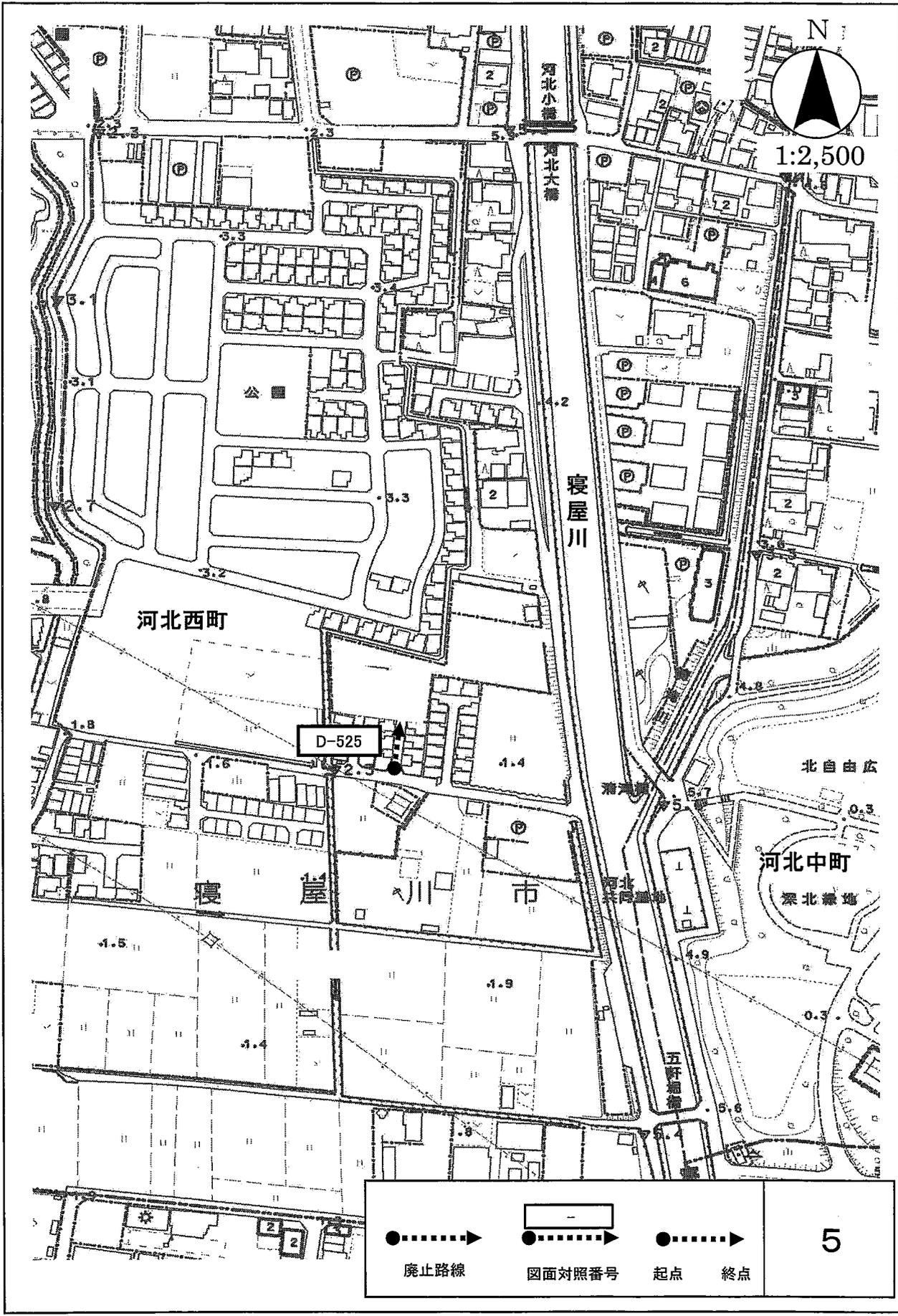
道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-369	宝町10号線	48.00	4.70	4.70	起点及び終点の変更による	1
A-516	木屋町5号線	51.80	4.70	4.70	終点の変更による	2
A-696	池田二丁目9号線	35.00	4.70	4.70	終点の変更による	3
B-210	境橋5号線	25.50	4.80	4.80	終点の変更による	4
D-525	河北西14号線	28.30	4.70	4.70	終点の変更による	5









●-----▶	●-----▶	●-----▶	5
廃止路線	図面対照番号	起点 終点	

(議案第 31 号関係)

市 道 の 認 定

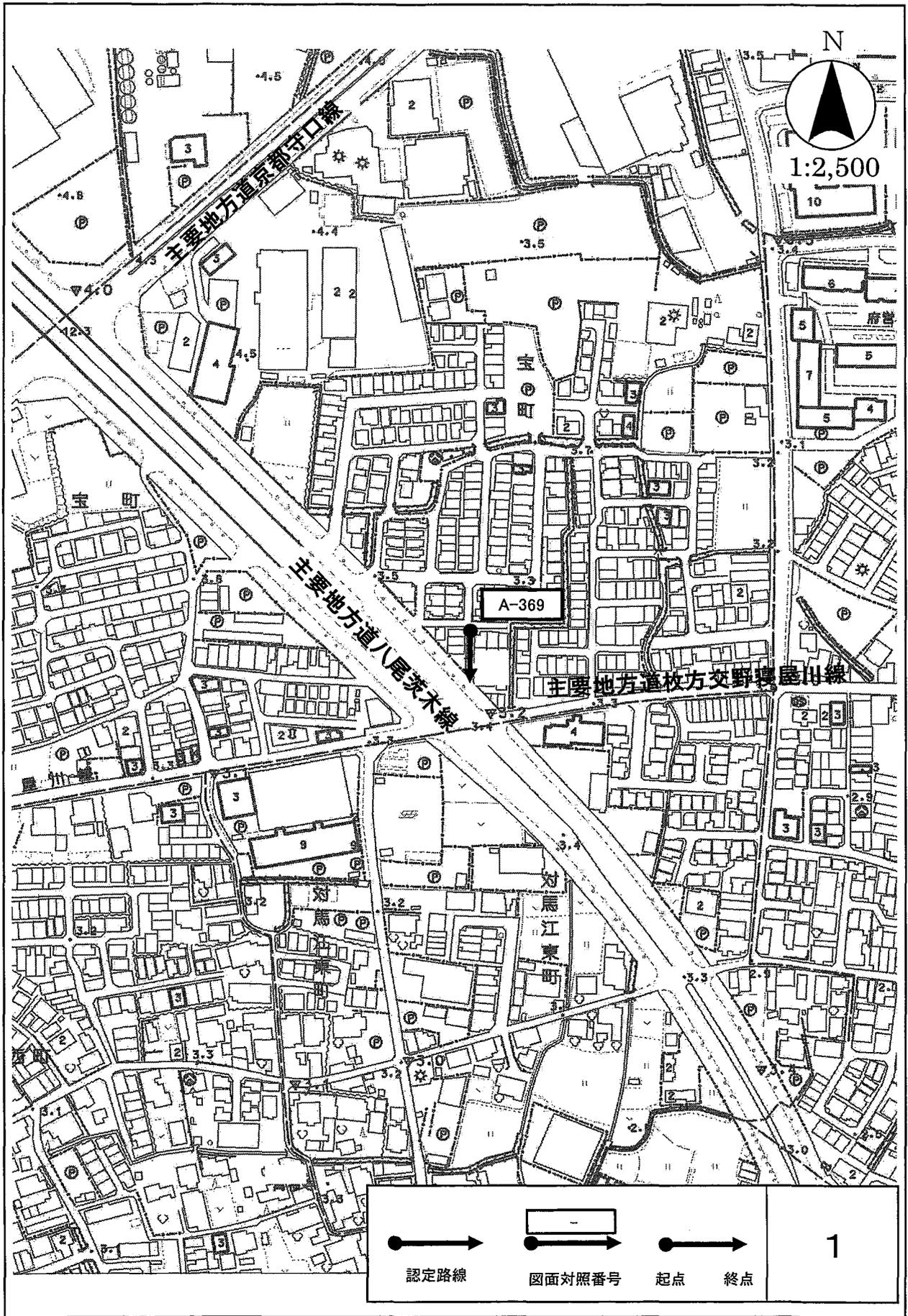
区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	1,076.36 m	21 路線
廃 止 予 定 数 値	188.60 m	5 路線
現 在 数 値	332,914.54 m	2,137 路線
廃 止 後 予 定 数 値	332,725.94 m	2,132 路線
認 定 後 予 定 数 値	333,802.30 m	2,153 路線

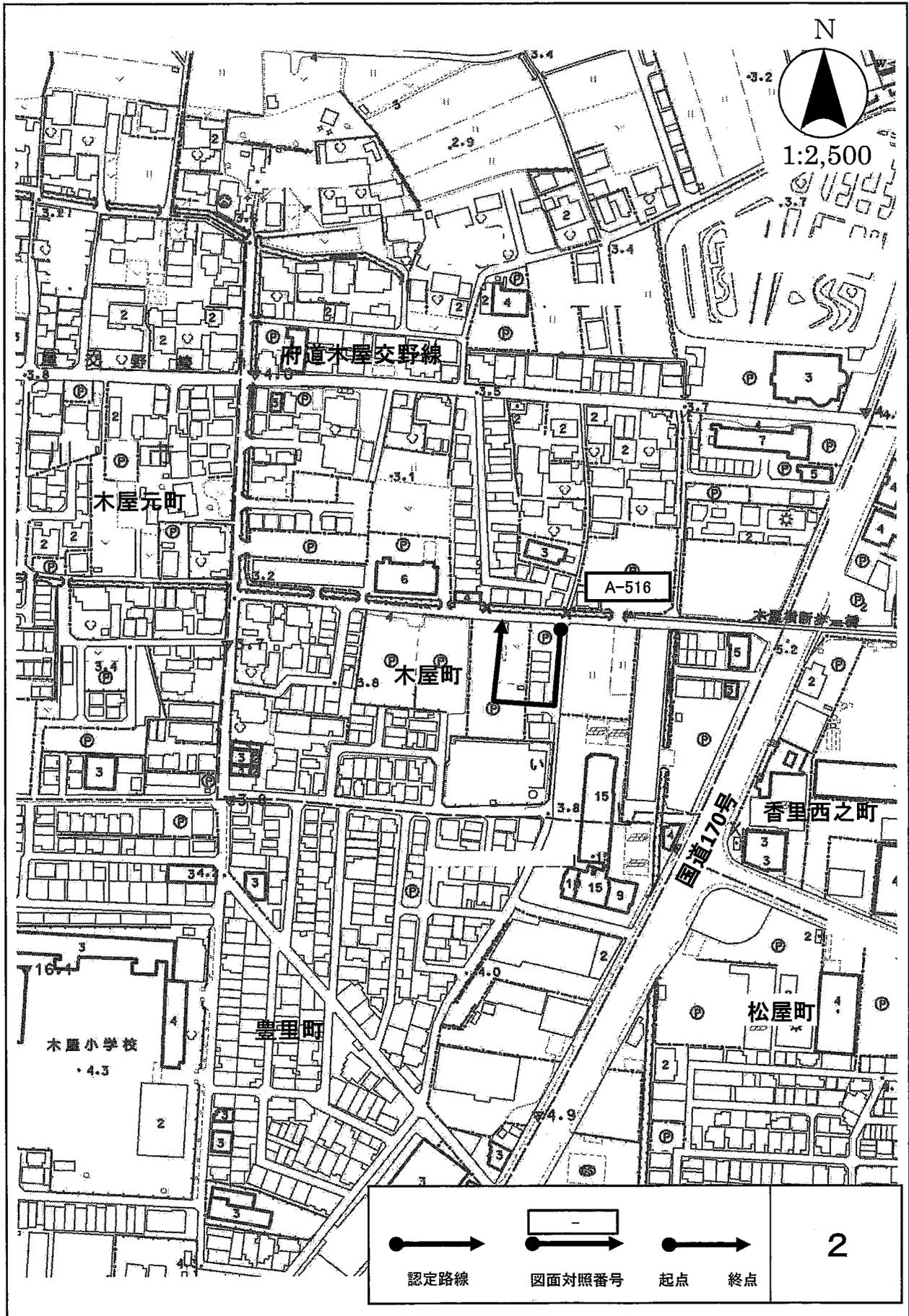
[根拠法令]

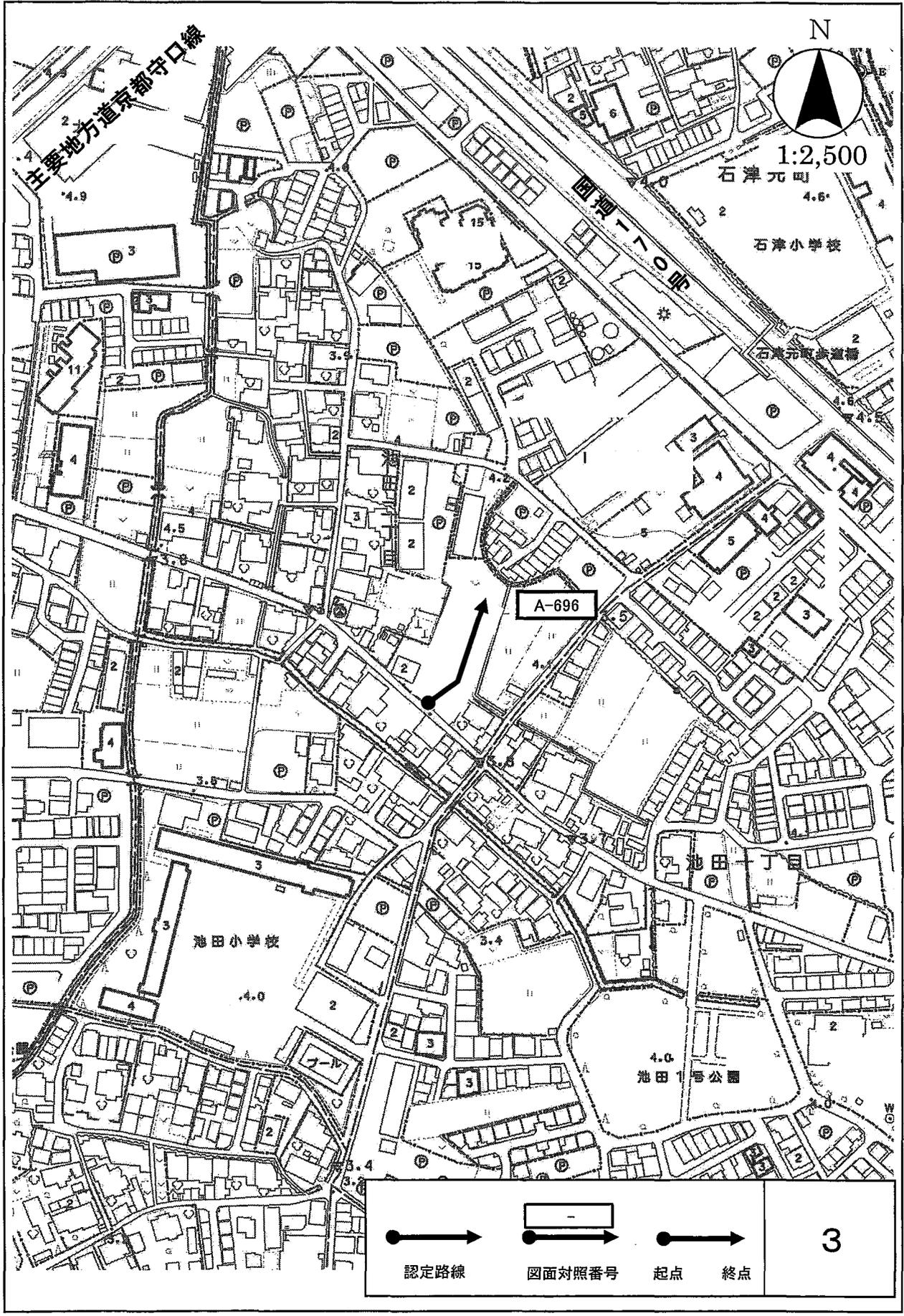
道路法第8条第2項

図面対照 番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)		備考	図面頁
			最小	最大		
A-369	宝町10号線	27.14	4.70	4.70	起点及び終点の変更による	1
A-516	木屋町5号線	125.46	4.70	4.70	民間開発に伴う終点の変更による	2
A-696	池田二丁目9号線	49.25	4.70	4.70	民間開発に伴う終点の変更による	3
A-698	田井町21号線	18.48	4.70	4.70	他課からの所属替えによる	4
B-210	境橋5号線	52.03	4.80	4.80	他課からの所属替えに伴う終点の変更による	5
B-343	境橋9号線	52.17	4.70	4.70	民間開発による	
B-344	境橋10号線	11.01	4.70	4.70	民間開発による	
C-393	大元町10号線	20.19	4.70	4.70	他課からの所属替えによる	6
C-394	黒原城内13号線	61.37	4.70	5.60	民間開発による	7
C-395	黒原城内14号線	68.64	4.70	4.70	民間開発による	
D-525	河北西14号線	72.53	4.70	4.70	民間開発に伴う終点の変更による	8
D-711	河北西39号線	12.54	4.70	4.70	民間開発による	
D-712	河北西40号線	28.99	4.70	4.70	民間開発による	

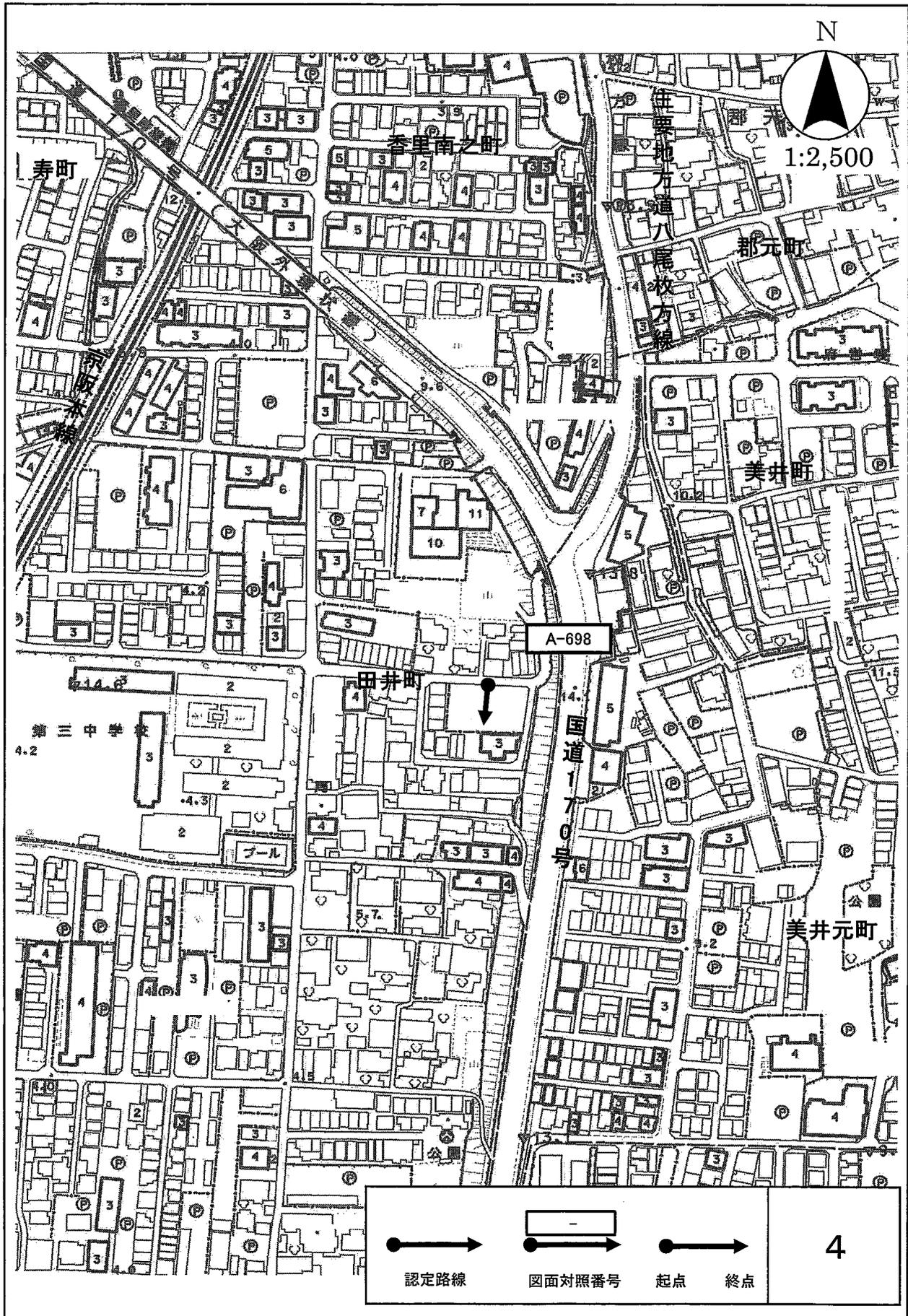
図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
D-713	河北西41号線	44.87	4.35	4.70	民間開発による	8
D-714	打上南町8号線	63.28	5.00	5.00	民間開発による	9
D-715	寝屋南二丁目11号線	64.63	5.00	6.90	民間開発による	10
D-716	寝屋南二丁目12号線	47.82	4.70	4.70	民間開発による	11
D-717	明和一丁目13号線	200.06	4.70	4.70	民間開発による	12
D-718	明和一丁目14号線	20.90	4.70	4.70	民間開発による	
D-719	太秦元町12号線	16.13	4.70	5.40	民間開発による	13
D-720	太秦元町13号線	18.87	4.70	4.70	民間開発による	

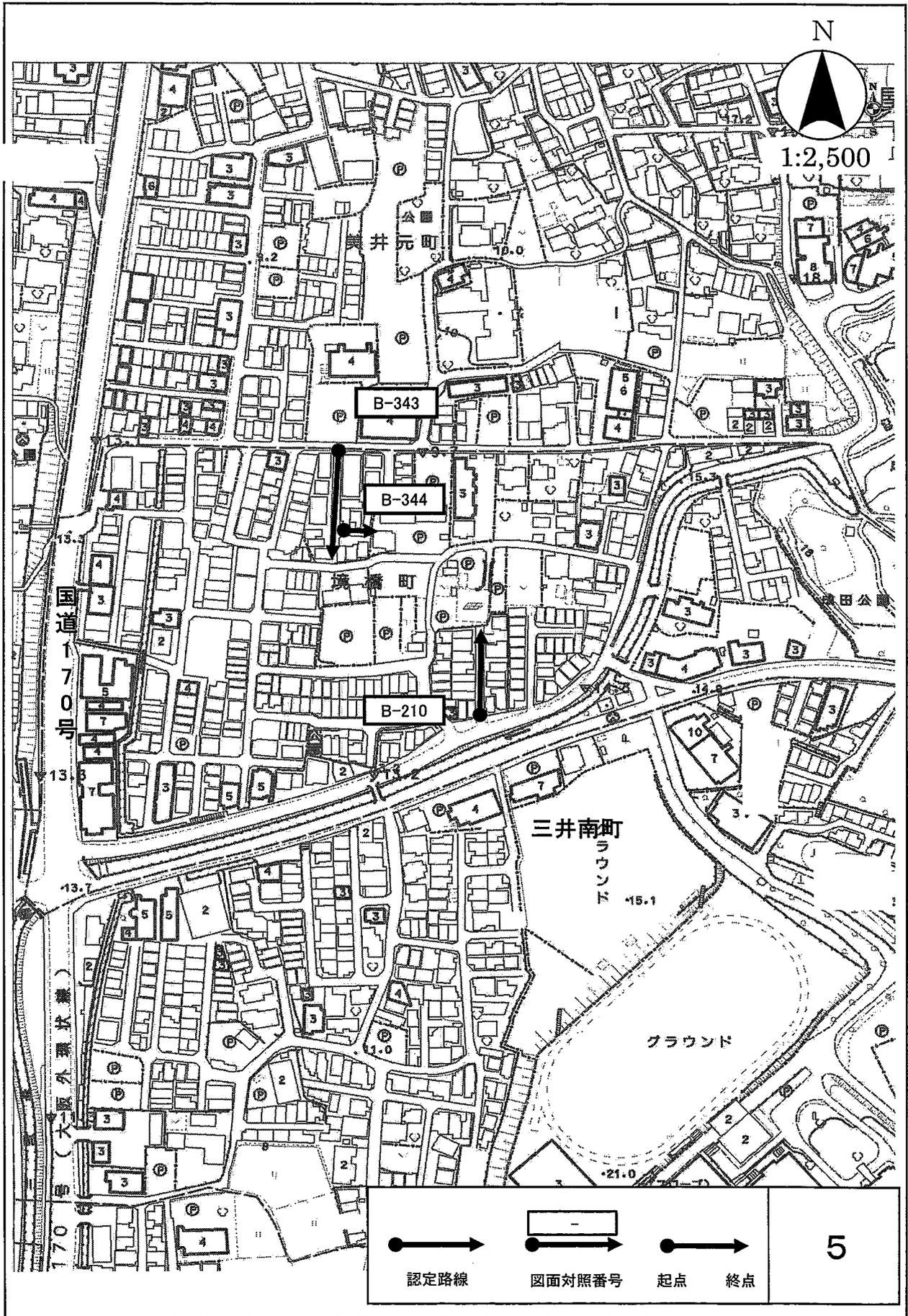


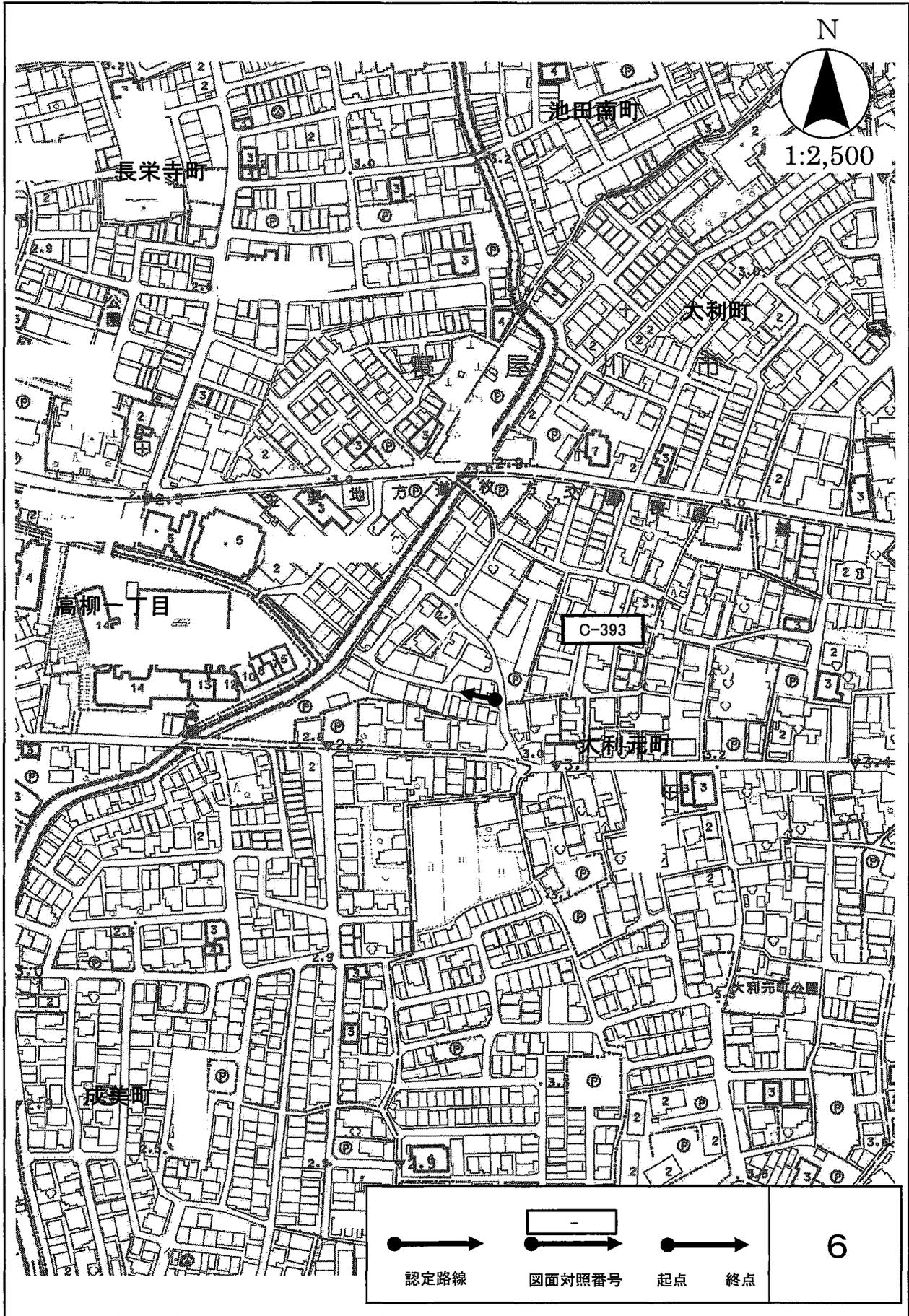


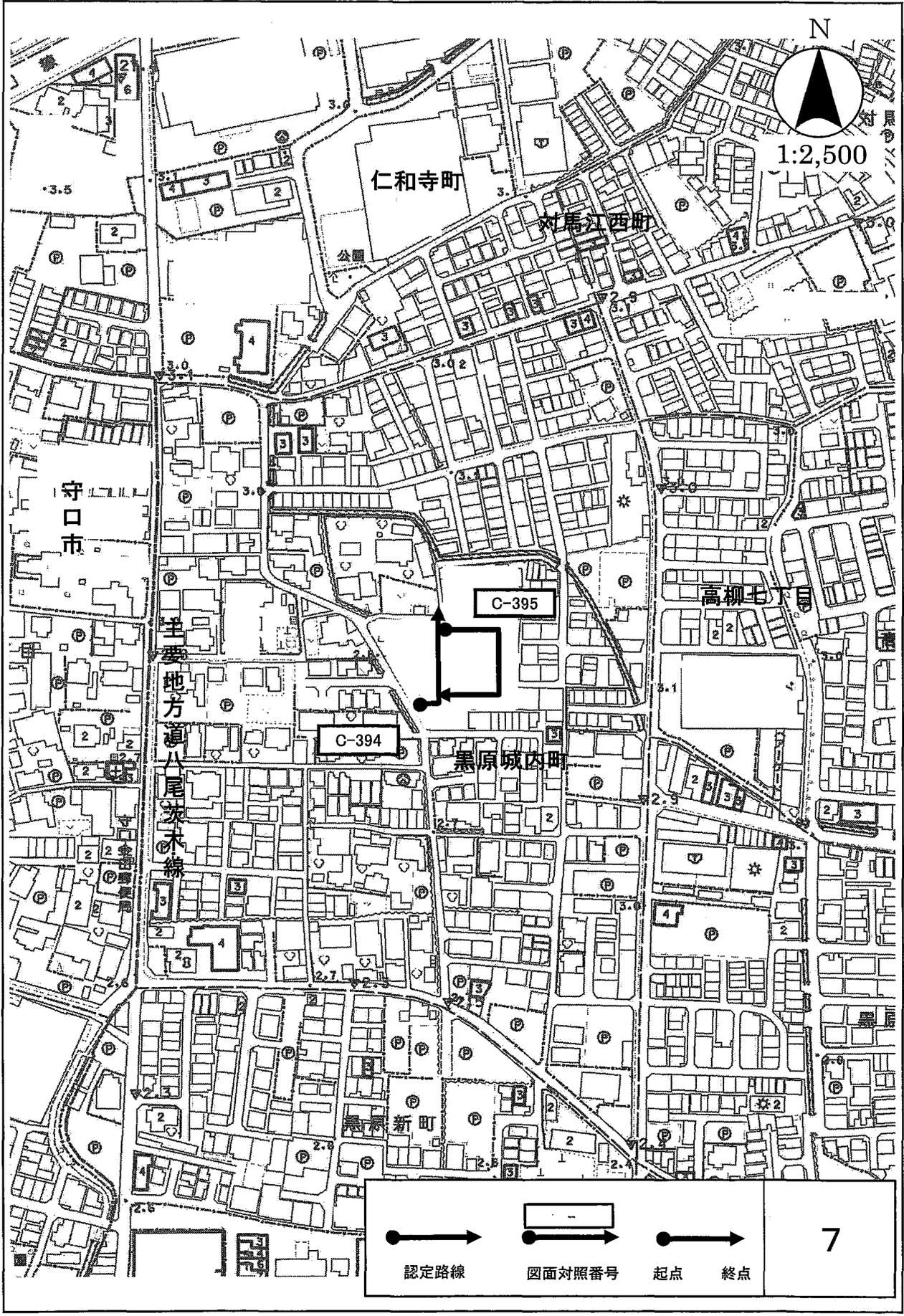


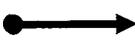
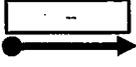
			3
認定路線	図面対照番号	起点 終点	









			7
認定路線	図面対照番号	起点 終点	

